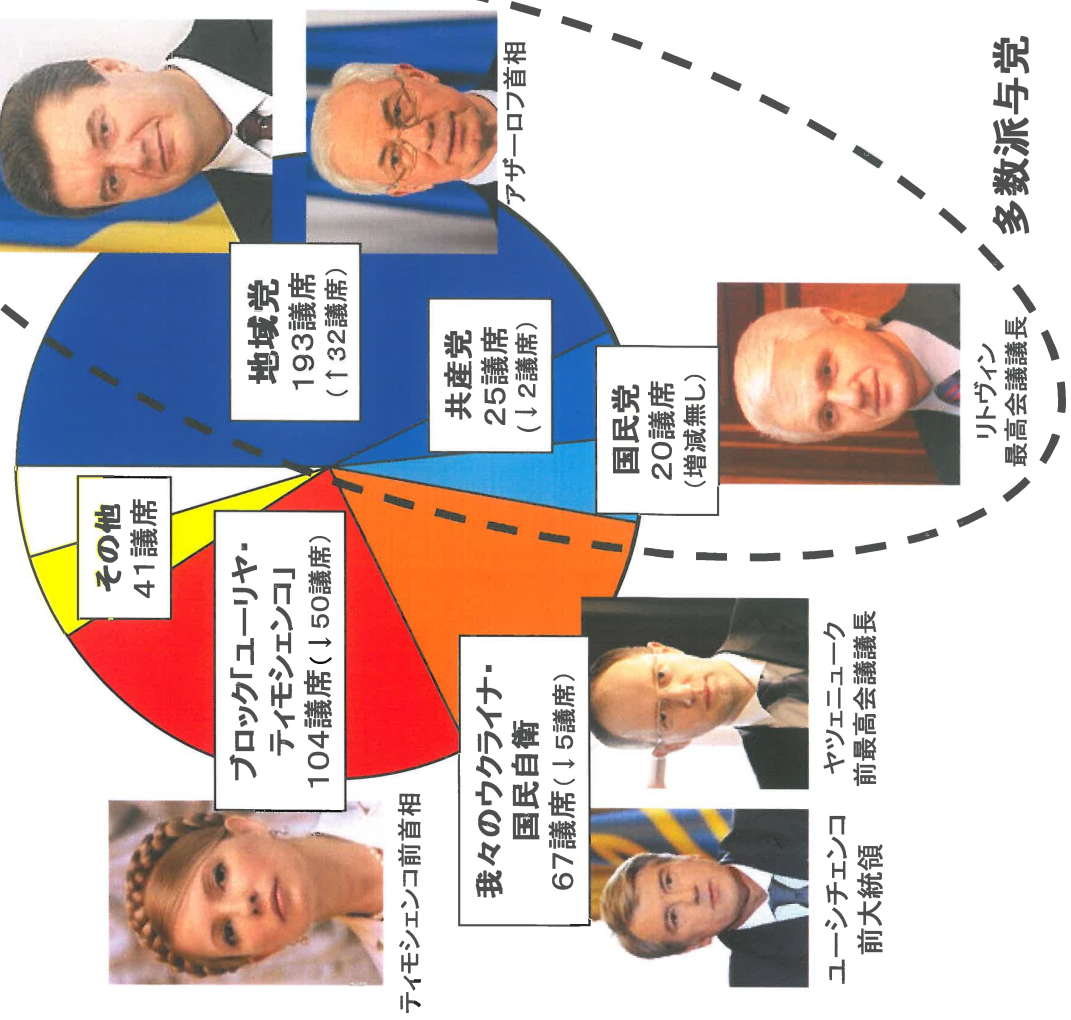


(出典:外務省)

ウクライナ内政状況

1 最高会議(国会)勢力状況

・最高会議計450議席中、多数派与党は238議席。
 ・地域党は、2010年の大統領選挙後に野党議員を吸収し勢力を拡大。(下図括弧内は同選挙後の増減数)



2 ヤヌコーヴィチ大統領政権の特徴

・2010年10月、1996年の憲法を復活、閣僚任命権等の大統領権限を大幅回復、大統領を頂点とした垂直的権力構造を構築し、行政改革及び経済改革を積極的に実施。

・現在、2012年10月予定の最高会議選挙に向けた選挙法改正作業(完全比例代表制から小選挙区・比例代表制への変更を想定)及び更なる憲法改正に向けた準備が継続中。

・一方、欧米諸国は、ウクライナ国内の民主主義後退への懸念を表明、特に、ティモシエンコ前首相を始めとする前政権閣僚に対する刑事訴追(注)を利用した野党勢力に対する政治的圧力を強く非難。

(注)ティモシエンコ前首相に対する刑事訴追

経緯

2010年12月	刑事訴追開始、移動制限の命令
2011年 4月	2009年対露ガス価格契約の際の権限逸脱の疑いによる取調開始
同 6月	地区裁判所における第一審開始
同 8月	裁判審議妨害のため逮捕

(現在、第一審における審議が継続中)

主な訴追理由

- ①2009年対露ガス価格契約の際の権限逸脱
- ②京都議定書関連連資金の流用
- ③特別医療車両購入の際の権限逸脱

※ 現在の裁判における審議対象は①のみ

最近のウクライナ経済情勢①(国内経済情勢)

1. マクロ経済情勢

・主要産業である鉄鋼業の不振、金融・経済危機による金融機関の混乱の影響を受け、2008年秋以降、経済情勢は急激に悪化し、2009年のGDP成長率は▲14.8%。2010年より経済は回復傾向を示し、2010年のGDP成長率は4.2%。

2. IMF

・2010年7月、IMFは、ウクライナに対して123億ユーロ相当の新規スタンダードバイ合意を承認。これまで2回のトランシエ(計26億ユーロ)を実施。第3回トランシエ実施に向けたIMFミッションの訪問が待たれているが、IMFの求める国内対策(年金制度改革、国内ガス価格引き上げ等)が不十分なため、IMFはこれまで、ウクライナへのミッション派遣を見送っていたところ。

・政府は、2012年の最高会議選挙を控え、国民生活に直結する家庭向けの内ガス価格引き上げには踏み切れない一方(産業・公共団体向けの引き上げは実施)、退職年齢引き上げ、必要就労期間引き上げ等を内容とする年金制度改革は実施(7月8日に年金改革法案、9月6日には同法修正案が最高会議で採択)。IMFは、年金改革に一定の評価を示し、10月後半のミッション派遣を検討中。

・他方、アザロフ首相等、一部の政府ハイレベルは、回復傾向にある国内経済、これまでの2回のトランシエを受けて、危機的状况を脱した国家財政等を背景として、IMFからの資金は必ずしも必要ない旨度々発言。

3. 農業

・ウクライナは、肥沃な国土地帯を利用した農業が主要産業(ひまわり油の輸出量は世界第1位、大麦は2位、トウモロコシは4位、小麦は8位(出展:USDA「World Markets and Trade」における2009/2010市場年))。

・2010年は天候不順により穀物生産量が大幅に減少。これを受けて、政府は、国内の穀物価格上昇(これに伴うパンの価格上昇)を押しさえるため、2010年末を期限とした穀物輸出割当規制を導入。なお、これに先立ち、同様の天候不順により穀物生産量が大幅に減少したロシアは、穀物禁輸措置を実施。

・ウクライナ政府は、同規制を2011年6月末まで延長。同年6月末をもって規制は解除されたが、同年7月、政府は、同年12月末を期限として、小麦、大麦及びトウモロコシを対象とした輸出関税賦課制度を導入。他方、農業政策・食料省が同規制の廃止を主張する一方、財務省は期限延長・規制品目拡大(ひまわり油、大豆等)を主張するなど、政府内のスタンスはまちまち。

4. 新税法典

・2011年1月1日、法人税率の引き下げ、付加価値税の自動還付制度導入等を内容とした新税法典が発効。最高会議での同法典採択を巡っては、簡易納税制度の見直しにより実質増税となる中小企業関係者による大規模デモが発生。

5. ユーロ2012

・2012年6月、サッカー欧州選手権2012(ユーロ2012)がウクライナで開催予定(ポーランドとの共催)。政府は、これに向けて道路整備、空港整備等、各種インフラ整備を進めており、2011年国家予算も優先的に配分。

最近のウクライナ経済情勢②（対外経済情勢）

1. 経済重視の首脳外交

・ヤヌコーヴィチ大統領は、2010年2月の大統領就任後、経済を重視した活発な首脳外交を展開。

2. 対EU経済外交

・EUとの関係では、ウクライナは、FTA創設を含むEU・ウクライナ連合協定及びEU査証廃止を強く希望し、EUに対して積極的な交渉を展開。一方、EUは、特に連合協定については、これを実現するために必要なウクライナ国内の各種制度の未整備、民主主義の後退を指摘している状況。

・当初、ウクライナの求める年内の協定締結は困難との見方が優勢であったが、今春以降、交渉が大きく前進。現在、ウクライナ及びEUは、年内の協定署名を目指している。なお、仮に協定署名に至ったとしても、テイモシェンコ前首相に対する刑事訴追を懸念するEU加盟国において、協定批准に影響が出る可能性あり。

・関税同盟に関して、ウクライナは、ロシアに有利な片務的内容が憲法に抵触する可能性が高く、またWTO加盟国でもあるため、同同盟への正式加盟は困難であるが、ロシアとの関係に配慮し、またEUとの上記交渉を含めた対EU外交も見据え、ロシアに対して「3+1」形式での参加を提案するなど、慎重に対応。

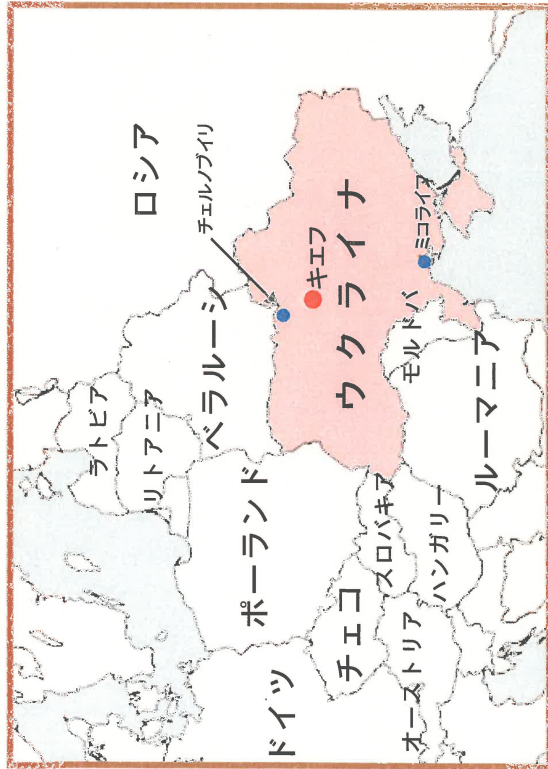
3. 対露経済外交

・ロシアとの関係では、ウクライナは、2009年1月にロシアと署名した天然ガス価格契約に関して、2010年4月の「ハリコフ合意」による価格の割引が達成されたものの、そもそも価格算定方式（石油価格に連動してガス価格が上昇する仕組み）の改訂をロシア側に強く要求し、交渉を求めているが、ロシアは、ウクライナ側に厳しい条件を提示するなど、基本的にこれに応じない立場。

・ウクライナは、国際司法機関への提訴も視野。

ウクライナ

外務省中・東欧課
平成23年9月



概況・基礎データ

- ◆人口：4,578万人 (2011年1月, ロシアを除く東欧最大)
(ウクライナ人77.8%, ロシア人17.3%)
- ◆面積：60,377km² (我が国の約1.6倍)
- ◆言語：ウクライナ語 (国語), ロシア語等
- ◆宗教：ウクライナ正教, カトリック等
- ◆元首：ヤヌコーヴィチ大統領 (国民の直接選挙で選出。任期5年)
- ◆政府：アザロフ首相, グリシチエンコ外相他。閣僚は大統領が任命。
- ◆GDP：1,135億ドル (2009年, 世銀)
- ◆1人あたりGNI：2,800ドル (2009年, 世銀)
- ◆通貨：フリヴニャ (UAH)
(1USD=7.9727UAH, 2011年9月, ウクライナ中銀)
- ◆マクロ経済状況 (C I S統計委員会)
- ・経済成長率：-14.8% (09年), 4.2% (10年), 4.7% (11年見込み)
- ・インフレ率：9.1% (10年)
- ・GDP構成比： 鉱工業30.0%, 農林水産業7.4%, 建設業4.0%, サービス業58.6%

政治・経済情勢

- ◆内政：2004年末の大統領選挙をめぐる「オレンジ革命」を経て、ユーチェンコ大統領が就任。言論の自由など民主化は進展するも、内政は混乱 (度重なる首相の交代, 議会解散と再選挙 (07年9月) など)。2010年2月ヤヌコーヴィチ大統領就任。同3月, 大統領支持派である地域党中心の連立与党が形成され, 同月アザロフ内閣成立。
- ◆経済：2000年以降, 好調な鉄鋼輸出や内需拡大により高い成長率を維持 (00~07年の年平均成長率は, 約6.5%)。2008年5月にWTO加盟。2008年夏以降, 鉄鋼需要の頭打ちに加え, 世界経済・金融危機の影響を受けて株価の下落や外資の流出が始まった。2010年7月, IMFは, 新たに151億ドル相当の新規融資につき合意。
- ◆外交：2010年7月, 国内法で「非同盟」の地位を確定。ヤヌコーヴィチ大統領の就任後は, 「欧州への統合」路線を維持しつつも, 活発な対ロシア首脳外交を展開, 懸案となっていたロシア黒海艦隊の駐留期限延長や天然ガス供給価格で合意がみられるなど大きく進展。

二国間関係

- ◆最近の主な要人往来
- ・ウクライナ→日本： ティモシエンコ首相 (09年3月)
ヤヌコーヴィチ大統領 (11年1月)
- ・日本→ウクライナ： 川口外務大臣 (03年9月)
麻生外務大臣 (06年6月)
- ◆日・ウクライナ貿易 (2008年, 財務省貿易統計)
- ・輸出 (自動車, 機械, 電気機器等)：08年には2,100億円に達したが, 経済危機の影響を受け, 09年は362億円まで減少。
- ・輸入 (食料品, 鉄鋼, 金属製品)：08年は224億円, 09年は196億円。
- ◆進出日系企業
- ・キエフ商工会加盟社数：22社 (商社, 自動車・家電販売等)
- ・現地生産を行っているのは, 矢崎総業 (自動車部品), JTI (日本たばこ), いすゞ自動車など。
- ◆日・ウクライナ経済関係トピック
- ・09年3月, 京都メカニズムG I Sによる排出枠の移転に合意。
- ・09年7月, 対ウクライナ IMF融資 (約33億ドル) の財源として日本からの IMF 追加融資資金が初めて活用された。
- ・11年1月, ヤヌコーヴィチ大統領訪日時, 投資協定締結交渉の年内開始を発表。JBICのバンク・ローン (限度80億円) に係る契約署名。
- ◆日本の対ウクライナ経済協力
- ・円借款「キエフ・ボリスポリ国際空港拡張計画」を実施中。
- ・キエフ工科大学の「ウクライナ・日本センター」に対する技術協力。
- ・保健医療分野やチェルノブイリ被災者向けの無償資金協力を実施。

ウクライナ概観

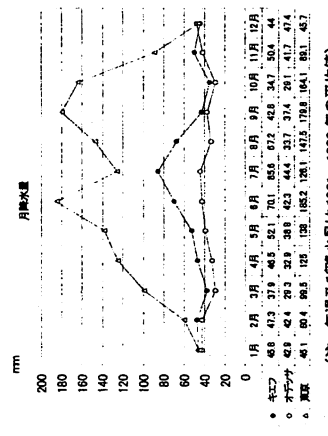
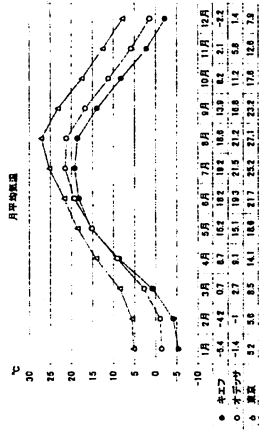
2011年4月
在ウクライナ日本国大使館

I. 概況

- 国名: ウクライナ
- 国旗: 空白・黄色の二色旗 (青空と小麦の黄色い畑を象徴している)
- 国歌: ウクライナは不滅、1865年ヴェルビキー作曲
- 国章: 青地に黄色の「みっほこ」
- 面積: 60万3,700平方キロメートル (日本の約1.6倍)
- 人口: 4,577.8万人 (2011年1月現在)
- 首都: キエフ市 (北緯50度25分, 東経30度30分), 樺太北部, フランクフルト(ドイツ), ウィンペヴ (カナダ) とほぼ同緯度
- 通貨: フリヴニャ (UAH), 1ドル=7.960フリヴニャ (2011年4月1日現在中銀レート)
- 日本との時差: -7時間 (3~10月の夏時間間は-6時間), GMT+2時間
- 位置: 旧ソ連欧州部の南 (黒海の北) に位置し, 東西約1,400キロメートル (東経24~40度), 南北約900キロメートル (北緯44~52度)。国境を東から西に, ロシア, ベラルーシ, ポーランド, スロバキア, ハンガリー, ルーマニア, モルドバと接している。

○地勢: ウクライナの国土の半分は平野で, 北部にはポレーシエ湿地, 東部にはドネツク丘陵, 西部にカルパチア山脈から続く高地がある。中央部及び南部の平野は, 肥沃な黒土に被われており, 小麦などの耕作地が広がり, ロシア帝政時代から「欧州の穀倉地帯」と呼ばれている。南部のクリミア半島は比較的温暖で, 第二次世界大戦末期のヤルタ会談の舞台となったヤルタは有名な保養地である。ドニエプル(ドニプロ)河は, ヴォルガ, ドナウに次ぐヨーロッパ第3の大河で, ウクライナの水道水, 水力発電に利用されているばかりでなく, 水上交通の大動脈となっている。

○主要都市の人口 (2010年1月現在):
キエフ 278.5万人, ハリコフ 145.2万人, ドニプロペトロフスク 101.1万人, オデッサ 101万人, ドネツク 96.8万人, ザポリージャ 78.0万人, リヴィウ 73.4万人, セヴァストポリ 38万人, シンフェロポリ 33.6万人。
○気候: 北部及び西部は冷帯湿潤大陸性気候 (Dfb) で比較的降水量が多く, 南東部は乾燥したステップ気候 (BS), クリミア半島は比較的温暖な温暖湿潤気候 (Gfa) である。南部では, 給水制限を伴う深刻な水不足に見舞われることもある。雨量は最も多いカルパチア地方で年間1,200~1,600mm, 最も少ない東部で300mmである。キエフ及びオデッサの年間平均気温は9.6°C, 降水量は右図の通り。



(注: 気温及び降水量は1961~1990年の平均値)

○言語: ウクライナ語はウクライナ語と規定されている。ウクライナ語は東スラブ語の一つでロシア語, ベラルーシ語と兄弟関係にあるが, ロシア語に比べて, 古代スラブ語の色彩を残し, ポーランド語と共通する語彙が多く見られる。ウクライナ人にとってロシア語は旧ソ連時代の公用語であったこともあり, 多くの者は両語を理解し, ロシア語とウクライナ語の混交も見受けられる。

○民族構成: ウクライナ人77.8%, ロシア人17.3%, ベラルーシ人0.6%, モルドバ人0.5%, ブルガリア人0.4%, クリミア・タタール人0.5%, ハンガリー人0.3%, ルーマニア人0.3%, ポーランド人0.3%, ユダヤ人0.2%, アルメニア人0.2%, ギリシャ人0.2%, タタール0.2% (2001年統計)

○主な宗教: ウクライナ正教会 (キエフ総主教府, 自治教区派), ウクライナ東方典礼カトリック教会 (グレコ・カトリック), ユダヤ教, イスラム教 (スンニ一派), カトリック

○主要祝祭日: 1月1日新年, 1月7日正教クリスマス, 3月8日国際婦人デー, 4月復活祭 (年によって日が異なる), 5月1~2日メーデー, 5月9日対独戦勝記念日, 6月三位一体祭 (年によって日が異なる), 6月28日憲法記念日, 8月24日独立記念日

○国民一人当たりの国民総所得 (GNI): 3,210ドル (世界126位)
7,210国際ドル (世界第116位) (2008年世界銀行)

○人口指標: 平均寿命 (男) 62.37歳, (女) 74.5歳 (2009年), 自然人口増加率 -3.9人/1000人 (2009年)

○主な参加・加盟国際機関: 国際連合 (UN: 原加盟国), 独立国家共同体 (CIS: 但し正規加盟国ではなく参加国), 欧州評議会 (OSCE), 全欧州安全保障協力機構 (OSCE), 黒海経済協力機構 (BSEC), 欧州・大西洋パートナーシップ理事会 (EAPC), 中東イニシアティブ (CEI), GUAM (グルジア, ウクライナ, アゼルバイジャン, モルドバ) なる地域国際機関, 世界貿易機関 (WTO)

II. 略史

【スキタイ, サルマート国家】

紀元前6世紀に黒海沿岸を中心にイラン系騎馬民族スキタイによる国家が建設され, 前4世紀に最も繁栄した。スキタイの文化は蒙古などにも見られる動物の意匠が特徴で, 当時この地で東西の交流があったことを示している。スキタイは前260年ごろ遊牧騎馬民族サルマート人に圧迫されて衰退した。その後, 黒海北方沿岸はサルマティアと呼ばれ, 紀元4世紀位まで前期にはペルシヤの, 中期にはギリシヤ, ローマの, 後期には東方遊牧民の影響を受けた文化が栄えた。

【キエフ・ルーシ】

東スラブ族がこの地に入ってきたのは紀元4~6世紀である。年代記によれば, 8世紀末頃, 北欧から来たヴァイキングのリュウリックの一族がキエフにキエフ・ルーシ (キエフ公国) を設立した。キエフ公国は, 988年にはギリシヤ正教を導入し, 政治・経済・文化の中心として栄え, 当時の欧州においてビザンティン帝国等と比肩する大国の一つであった (ノヴォゴロド・シヴェルスク公を描いた「イーゴリ軍記」はキエフ・ルーシの代表的作品)。キエフ・ルーシは1240年からのモンゴル軍の侵入によって最終的に崩壊, ルーシの中心はモスクワに移った。14世紀にはウクライナの大部分はリトアニア大公国, 後にポー

クリミア戦争 (1853~1856年)
クリミア半島を主戦場として, ロシアと英・仏・オーストリア・トルコ・プロシヤ・サルデニアとの間に起きた戦争。ロシアの南下政策が原因。1年こわしたる後継国でセヴァストポリスが陥落し, ロシアは敗北。パリ講和条約によりモルダヴィア, フラキア, セルビアの自治権確立, トルコの独立と領土の保全, ドナウ川航行の自由化, 黒海の中立化が定められた。この戦争の結果トルコの対列強地位が弱まり, ロシアは国内旧体制の破産が明確化して近代的改革への動きが促進された。
ナイチンゲール (1820~1910)
クリミア戦争に際し, 篤志看護婦を率いて野戦病院で活躍。戦傷者の区別無く傷病者の看護に当たった。後の赤十字設立の精神的背景にもなった。

ランドの支配下に入った。

【ウクライナ・コサック】

14世紀から16世紀にかけて、今日のウクライナ南部、黒海沿岸にかけてポーランド、リトアニアからの逃亡農奴を中心としたウクライナ・コサック集団が形成された。彼らは流刑を営み、オスマン帝国やクリミア汗国の港町で略奪行為を行った。17世紀にはキエフを再建、本拠地を移し正教を保護した。強大化したコサック集団に対し、ポーランド政府は統制下に置くとうとう衝突が頻発、1648年にはボグダン・フメリニツキーに率いられたウクライナ・コサックと全面戦争に発展した。

【ロシアへの併合】

1654年、フメリニツキーは劣勢を挽回するため、ロシア皇帝に対しポーランドからの保護を求め、その代わりに皇帝の宗主権を認めた(ペラヤスラフ協定)。右を受け入れたロシアはポーランドと戦い、アンドンソフ講和によりドニエプル右岸はポーランド領、左岸及びキエフはロシア領となった。当初ロシアはウクライナの自治を認めたが次第に統制を強めた。

18世紀後半にはエカテリナー二世によって完全にロシアの一部とされ、ウクライナ・コサック社会は消滅した。ロシアは1783年にクリミア汗国を併しクリミアを併合。同地は1853年からクリミア戦争の主戦場となった。また1772年のポーランド分割によってロシアはドニエプル右岸を取得、ガリツィア地方(今日のウクライナ西部およびポーランド南東部)はオーストリア領となった。多くのウクライナ知識人が、ロシア帝国による文化的抑圧(ウクライナ語禁止令)から同地に逃れ、ガリツィアはウクライナ民族運動の中心となった。第一次世界大戦の結果、ガリツィアはポーランドの領土となった。

1917年の2月革命後、ウクライナでは中央ラダ政府が誕生し、ロシアの臨時政府と自治協力を巡って対立、10月革命を経て中央ラダは「ウクライナ人民共和国」を宣言した。しかし、ロシア・ソビエト政府はこれを認めず赤軍を派遣、放逐されたラダ政府はドイツと結び、以後3年間わたる内戦に突入した。1919年第三回全ウクライナ・ソヴェト大会でウクライナ社会主義共和国が成立、1922年12月、ソ連邦の構成共和国となった。

【ソ連邦時代】

ソ連邦下で1929年から始まった農業集団化により、ウクライナでは数百万人の犠牲者が出た。第二次世界大戦では独軍がウクライナの大半を占領、右を契機としてドニエプル川西岸では一時期独立の動きもあったが、結局ソ連軍が再度ウクライナを奪回し独立はならなかった。第二次世界大戦の結果、ガリツィア地方、ベッサラビア地方、北ブコヴィナ地方が新たにウクライナ(ソ連)の領土に編入された。

1945年、ソ連邦の構成共和国でありながら国連に原加盟国として参加。フルシチョフ時代の1954年にはロシア・ウクライナ併合300周年を記念し、クリミア半島がロシアからウクライナに帰属替えされた。ソ連時代、ウクライナはロシアに次ぐ第二の共和国として経済的・人材的にソ連邦を支えた。歴代共産党書記長の中でも、ブレジネフはドニエプロゼルジンスク(現ドニエプロペトロフスク州)生れ、フルシチョフ、チェルネンコはウクライナでキャリアを重ねた。

1986年4月26日にチェルノブイリ原発事故が勃発、ウクライナ共和国内にも大きな被害を与えた(Ⅲ-9参照)。

ベレストロイカ機の機運の中、1990年7月16日に共和国主権宣言。1991年8月のモスクワにおけるクーデター失敗後、同日24日に独立を宣言し国名を現在の「ウクライナ」に変更した。同年12月1日に独立に関する国民投票を行い、90%以上の圧倒的多数が独立を支持し、同時にクラフチュク最高会議議長が初代大統領として選出された。12月3日ロシア共和国が独立を承認するに至って同国の独立(ソ連邦からの離脱)は決定的になり、更に、旧ソ連諸国からなる独立国家共同体(CIS)の誕生、ソ連邦解体に伴い、12月末にウクライナは名実ともに独立国となった。

【独立後のウクライナ】

独立後のウクライナは、連邦分業体制の崩壊による原材料供給不足、エネルギー価格の国際価格化があらゆる分野の生産を直撃し、生産の低下、インフレの急進、対外債務の累積をもたらし、1994年6月の大統領選挙において、元首相であったクチャマ候補はロシアとの経済面での統合強化を訴え、独立の強化を訴えたクラフチュク大統領を決定投票の結果僅差で破って第2代大統領となった。

クチャマ大統領は経済改革を第一の課題に掲げ、議会の共産・社会主義勢力を経済改革の障害として批判した。また、新憲法の草案審議が開始され、新憲法は1996年6月28日に最高会議において採択され、同日付で施行された。また、同年9月2日には、それまでの暫定通貨カルポバハネツに代わり、新通貨フリヴニャ(tryvnya)が導入された。

2004年10月から12月にかけて、独立宣言以来第4回目となる大統領選挙が実施された。11月の決選投票後には不正選挙に抗議する大規模集会・デモが首都キエフで盛り上がり、12月にやり直し決選投票が行われた。やり直し投票ではユージン・シモンコ「我々のウクライナ」代表(元首相)が当選し、第3代大統領となった。この一連の出来事は「オレンジ革命」と命名され、世界の注目を浴びた。

Ⅲ. 内政

- 独立: 1991年8月24日
- 政体: 共和制、元首相は大統領(任期5年)
- 議会: 一院制のウクライナ最高会議(議席数450、任期5年)
- 大統領: ヴィクトル・ヤヌコーヴィチ(2010年2月～)
- 最高会議議長: ヴォロディミール・リトヴィン(2008年12月～)
- 首相: ミコラ・アザロフ(2010年3月～)
- 外相: コスチャンティン・グリシチェンコ(2010年3月～)

1 内政概況

年	出来事
866年	黒海北岸にスキタイ人国家成立
890年	サルマート人の侵入
10世紀	フン族の侵入
11世紀	スラブ民族が中東から東方に拡大
12世紀	キエフ・ルーールの成立
13世紀	ウラジミール大公(キリヤ)正義を国教とする
14世紀	聖ソフィア寺院建立
15世紀	モンゴル軍キエフ攻勢
16世紀	ポーランドが東ガリツィア地方を占領
17世紀	リトアニアがキエフを占領 (以後、ポーランド及びリトアニアによる占領が繰り返される)
18世紀	ウクライナがポーランド・ロシアの属国となる
19世紀	ポーランド・フメリニツキーの蜂起 (ポーランドからの独立戦争)
20世紀	ペレヤスラフ協定
21世紀	アンドンソフ講和
22世紀	ドニエプル川左岸・キエフ・ロシア領に ポルタヴァの戦い (ロシアからの独立戦争)
23世紀	ロシアによるウクライナ自治の禁止
24世紀	クリミア戦争
25世紀	第一次世界大戦(～1917)
26世紀	ウクライナ中央ラダ政府成立
27世紀	ロシア革命
28世紀	ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国成立
29世紀	ソビエト社会主義共和国連邦(ソ連邦)成立
30世紀	農業集団化による飢饉
31世紀	第二次世界大戦(～1945)
32世紀	独ソ戦開始
33世紀	独によるウクライナ占領(～1944)
34世紀	ウクライナが約20年統治してクリミアをウクライナ奪還
35世紀	チェルノブイリ原発事故(4/26)
36世紀	ウクライナ独立宣言(9/24)
37世紀	ウクライナ独立に関する国民投票(12/1)
38世紀	ソ連邦崩壊、CIS創設
39世紀	憲法制定
40世紀	選挙フリヴニャ導入
41世紀	オレンジ革命

【2004年：大統領選挙とオレンジ革命】

2004年10月、独立宣言以来4回目となる大統領選挙が行われ、世論調査で支持率第一位のユリーシエンコ・野党「我々のウクライナ」代表と、最高会議多数が支持するヤヌコーヴィチ首相を中心に選挙戦が繰り広げられた。政権側は行政権とマスコミの利用によって首相に強く介入し、ロシアも露骨に選挙干渉した。ユリーシエンコ側はこれに反発、政治情勢は緊迫した。

10月31日、選挙一回投票ではユリーシエンコ代表の得票がヤヌコーヴィチ首相の得票を僅差で上回りつつも、過半数には至らず、11月21日に決選投票が実施された。決選投票の結果中央選管はヤヌコーヴィチ首相の当選を発表したが、票数が操作されたとする野党側が大規模抗議集会を組織し、首都キエフには政権側に抗議する数十万の国民が集まる等、情勢が流動化した。全国にわたる混乱の中、両者の闘争は法廷及び最高会議に持ち込まれ、その結果最高裁判所は決選投票の無効化・決選投票のやり直しを決定、最高会議はヤヌコーヴィチ内閣不信任案を可決した。

この過程でポーランド、EU、ロシアをはじめとする国際的仲載の試みが続けられ、結局12月8日、政権側が従来から提案してきた憲法改正案と、野党側が主張する選挙法改正案等が最高会議でパッケージング採択されることで妥結が図られた（同憲法改正案は大統領の閣僚任命権等を最高会議に移行させることを骨子としており、改正憲法は2006年1月1日に施行）。

大統領選挙のやり直し決選投票は12月26日に実施され、ユリーシエンコ代表が約8%の差でヤヌコーヴィチ首相を破って当選、翌2005年1月23日の大統領就任式をもってユリーシエンコ新政権が発足した。

【2005年：第一次ティモシエンコ内閣】

2月4日にはオレンジ革命で活躍したティモシエンコ最高会議議員が首相に任命された。同首相は汚職の一掃、組織犯罪との闘い、行政改革等を主要な政策目標に掲げ、言論の自由は急速に進展、旧政権の汚職のシンボルとなっていた製鉄所「クリウオリジ」の民営化ややり直しの防壁をつけることに成功した。しかし閣僚等の間の不和により行政が混乱した他、モスクワとガザリン・石油価格の急激な上昇も発端となり、同首相の政策は「社会主義的な行政管理」と非難された。

9月、ティモシエンコ大統領官房長官が辞任を表明し、一部政府高官の汚職と暴故人事を強く非難したことにより政権内の不和が一気に表面化した。ユリーシエンコ大統領は調整を試みたが失敗し、ティモシエンコ首相以下全閣僚と、非難の主な対象となったポロシェンコ国家安全保障国防会議書記を解任した。

【エハヌーロフ内閣】
後継のエハヌーロフ内閣の最高会議における承認手続きは難航し、ユリーシエンコ大統領は内閣の承認を得るため野党「地域党」党首のヤヌコーヴィチ元首相と妥協し、政治協定を締結せざるを得なかった。これが大統領支持層の一部に失望感を与える結果になったほか、ユリーシエンコ大統領とティモシエンコ前首相の決裂をさらに強めた。

【2006年：最高会議選挙】

2006年1月1日には、閣僚任命権を大統領から議会に移行させることを骨子とする改正憲法が施行された。このような状況下で3月に実施された議会選挙（政党別完全比例制）では、地域党が30%以上の得票を得て第1党となり、続いてプロック「ユリーヤ・ティモシエンコ」(BYT)、「我々のウクライナ」、社会党及び共産党が議席を確保した。

与党連合結成交渉は難航し、選挙後約3ヶ月を経た同年6月、ようやくBYT、「我々のウクライナ」及び社会党による「オレンジ与党連合」の結成が発表された。しかし、これら3党がポスト配分を合意できなかったことから社会党が離脱し、7月6日、最高会議においてモロズ社会党党首が最高会議議長に選出されたとともに、同日18日に地域党、社会党及び共産党による「危機対応のための与党連合」が正式に結成された。同与党連合は、ヤヌコーヴィチ地域党党首を首相候補として大統領に提案した。

ユリーシエンコ大統領は同首相候補に難色を示していたが、地域党、社会党、共産党及び「我々のウクライナ」からなる将来の「広い」与党連合結成に関する政治合意、並びに各政治勢力間の政策合意である国民統合の「布令(Universal)」が締結されたことから、大統領は同党首を首相候補として最高会議に正式に提案し、8月4日に同党首が首相に選出され、上記4党の間でポストが配分された閣僚会議(内閣)が結成された。

【第2次ヤヌコーヴィチ内閣】

新たに就任したヤヌコーヴィチ首相は、それまでの「外交は大統領、経済は首相」という仕切りを超えて徐々に大統領の権限に挑戦するようになり、両者間で権限を巡る闘争が始まった。

9月に地域党、社会党、共産党及び「我々のウクライナ」による「広い」与党連合結成交渉が再開されたが、10月初めに決裂、「我々のウクライナ」は正式に野党となり、「我々のウクライナ」の閣僚が次々と解任された。また、2007年1月には大統領権限を大幅に削減する「閣僚会議に関する法律」が、野党であるBYTの支持を受け大統領の拒否を経て採択された。大統領との権限争いは首相側に優勢に進んだ。更に2月、大統領はオグリスコ第一外務次官を外相候補として2度最高会議に提案したが、与党連合は同提案を否決し、3月に両政治勢力の妥協の末ヤツェニウク大統領官房副長官(前経済相)が外相に就任した。

【2007年：最高会議の解散をめぐる動き】

3月末、最高会議において、11名の「我々のウクライナ」及びBYT所属議員が与党連合に合流した旨発表されると、ユリーシエンコ大統領は右が憲法違反であるとして最高会議の解散と期限前選挙の実施に関する大統領令を発出。与党連合側は、同大統領令は違憲として憲法裁判所の判断を要す。また閣僚会議は選挙実施のための国家予算案を拒否するなどして対抗したため大統領と首相の対立は尖鋭化した。5月27日、ユリーシエンコ大統領、ヤヌコーヴィチ首相及びモロズ最高会議議長の三者間で9月30日の期限前最高会議選挙実施が合意された。

【第二次ティモシエンコ内閣】

9月30日に行われた期限前最高会議選挙の結果、第一党の座は地域党が維持したものの与党連合は結成できず、11月28日、合計して過半数をわずかに超えるBYTと「我々のウクライナ」・国民自衛(NUJS)が「オレンジ与党連合」を結成した。12月4日にヤツェニウク最高会議議長が、18日にティモシエンコ首相がそれぞれ任命され、両政治勢力から成る新内閣が組まれた。新内閣で

大統領	首相	外相
レクラフチュク 1991.12~1994.7	V. フォーキン 1991.12~1992.10 L. クチマ 1992.10~1993.9 Y. ゴアヒルスキ 1993.9~1994.6	A. スレンコ 1990.7~1994.8
クチマ 1994.7~2005.1	V. マソル 1994.6~1995.4 Ye. マルチュク 1995.6~1996.5 P. ラザレンコ 1996.5~1997.7 V. スタヴロイテ 1997.7~1999.12	H. ウドグエンコ 1994.8~1998.4
V. ユリーシエンコ 1999.12~2001.4	V. ユリーシエンコ 1999.12~2001.4 A. キナフ 2001.5~2002.11 V. ヤヌコーヴィチ 2002.11~2005.1	B. タラシュウク 1998.4~2000.10 A. スレンコ 2000.10~2003.9 K. グリシチエンコ 2003.9~2005.2
V. ユリーシエンコ 2005.1~2010.2	Y. ティモシエンコ 2005.2~2005.9 Y. エハヌーロフ 2005.9~2006.8 V. ヤヌコーヴィチ 2006.8~2007.12	B. タラシュウク 2005.2~2007.1 A. ヤツェニウク 2007.03~12 V. オグリスコ 2007.12~2008.3
V. ヤヌコーヴィチ 2010.2~	M. アザロフ 2010.3~	P. ポロシェンコ 2008.10~2010.3 K. グリシチエンコ 2010.3~

は、経済相、財務相等の経済分野の閣僚を BYT が、内相、国防相、教育科学相等の治安機関、人文分野の閣僚を NUNS がそれぞれ占めた。

【2008 年】

6 月、2 名の BYT 及び NUNS 所属議員が与党連合からの離脱を宣言し、与党連合は実質的に過半数を割ることとなった。地域党は与党連合の崩壊を公式に宣言するよう求めたが、与党連合の存続につき協議が得られないまま第 2 会期は 7 月に解散した。9 月 2 日、第 3 会期召集と同時に BYT、地域党、共産党及び一部の NUNS 所属議員が大統領の権限を削減する法案を採択し、同日夜 NUNS は与党連合からの脱退を決定した。16 日、ヤツェニエウク議長は「オレンジ与党連合」の崩壊を正式に宣言し、続く 10 月 8 日、ユージチエウコ大統領は最高会議の解散と期限前選挙を宣言した。しかしその後選挙の見通しが立たず、ユージチエウコ大統領は解散・総選挙を撤回。ヤツェニエウク最高会議議長が辞任した後、12 月にはリトヴィン・ブロック「リトヴィン」代表が最高会議議長に選出され、BYT と NUNS にブロック「リトヴィン」が加わる形で「オレンジ与党連合」が再興した。

【2009 年】

2009 年になると大統領選挙に向けた活動が開始され、4 月、最高会議は 10 月 25 日の大統領選挙実施を決定するも、5 月、憲法裁判所は右を違憲と判断。6 月には BYT と地域党の間で憲法改正案が策定され、共産党以外の議会内勢力を包括するよう「広い与党連合」結成が合意されかけたが、妥協前になってヤヌコーヴィチ地域党首が交渉からの離脱を宣言。その後 6 月、最高会議は 2010 年 1 月 17 日の大統領選挙実施を決議した。

【2010 年：大統領選挙、アザーフ内閣の成立】

2010 年 1 月 17 日に大統領選挙一時投票が実施され、ヤヌコーヴィチ地域党首 (35.32%) 及びティモシエンコ首相 (25.05%) の上位 2 名が決選投票にすぎみ、2 月 7 日に行われた二次投票の結果ヤヌコーヴィチ地域党首 (48.95%) が 3.5% 差でティモシエンコ首相を破って勝利した。ティモシエンコ首相側が選挙に不服を申し立てるも、2 月 25 日には大統領就任式が実施された。

3 月 2 日には、期日までに与党連合加盟議員の署名が提出されなかったとしてリトヴィン最高会議議長が与党連合の不在を宣言し、翌 3 日にはティモシエンコ内閣不信任案が最高会議で可決された。9 日、最高会議の規則に関する法律が採択され、個別議員の与党連合加盟が可能となり、11 日、地域党、共産党、ブロック「リトヴィン」及び数名の議員からなる与党連合が結成され、同日アザーフ内閣が組閣・承認された。10 月 1 日には、憲法裁判所によって 2004 年憲法の無効が発表され、1996 年の憲法が復活したことに伴い、与党連合という概念が消滅したが、地域党、共産党、ブロック「リトヴィン」は最高会議過半数となる連立を再度結成する旨の合意に署名した。また、12 月 9 日には、ヤヌコーヴィチ大統領は行政改革に関する大統領令を発出し、各中央省庁の再編・統合を行い、閣僚の数をそれぞれ 27 名から 18 名に削減した。

一方、2010 年後半より前政権閣僚等に対する刑事事件による取り調べが開始され、ティモシエンコ首相の顧問、ルツェンコ前内相の拘束、ダニリン前経済相の国外亡命等が発覚された。野党勢力はこれを憲法執行機関の政治利用として政府を批判し、欧米諸国からもウクライナ国内の民主主義状況に対する懸念表明が相次いで発せられた。

【2011 年】

2011 年 2 月 1 日、最高会議は憲法改正案を採択し、最高会議及び地方議会議員の任期を 5 年に延長すると共に、次回最高会議選挙を 2012 年 10 月に、次回大統領選挙を 2015 年 3 月に実施するとの移行規定を追加した。

2. ウクライナ憲法

1996 年 6 月 28 日に最高会議にて採択・施行された現行のウクライナ憲法は、ウクライナは共和国であると規定し、立法府（一院制の最高会議）、行政府（閣僚会議）、司法府（裁判所）の三権分立を明記している。また、国家元首たるウクライナ大統領は、国家主権、ウクライナの領土一体

性、ウクライナ憲法の遵守、国民の権利と自由の保証人であるとされる。その他の特色として、クリミア自治共和国について 1 章を設け、国語をウクライナ語と規定しているほか、チェルノブイリ事故の後遺症克服についての規定がある。

2004 年 12 月、閣僚任免権者の変更や与党連合の役割強化を中心に重要な変更が加えられ、2006 年 1 月に改正憲法が施行されたが、2010 年 10 月、憲法裁判所は採択過程で違反があったとして同改正憲法を無効と判断し、1996 年の憲法が復活した。それに伴い、最高会議及び地方議会議員の任期は再度 4 年に短縮されることとなったが、2011 年 2 月、最高会議は憲法改正案を採択し、議員任期が 5 年に再延長されると同時に、次回最高会議選挙は 2012 年 10 月に、次回大統領選挙は 2015 年 3 月に実施されるとの移行規定が追加された。

3. 大統領

憲法の規定により、大統領は、元首として国家を代表し、国家主権、領土一体性、憲法、国民の権利及び自由を擁護する義務を負う。国民の直接選挙により選ばれ任期は 5 年で、2 期までの再選が可能である（憲法第 102-103 条）。大統領は、最高会議の同意を得て首相を任命し、首相の提案に基づき閣僚及び地方国家行政機関の長を任命する権限の他、単独でこれらの者を罷免する権限を有する（同第 106 条）。なお、ウクライナ大統領は国家安全保障国防会議を主宰する（同 107 条）。大統領の権限は国家元首の地位に伴う象徴的職務、国家安全保障国防会議の主宰、法案拒否権等を有する他、職務執行のため大統領令及び決定を発出することができる（同第 106 条）。

なお、大統領が欠けた場合の代行は首相が努めることとなっている（同第 112 条）。

4. 首相・閣僚会議（内閣）

閣僚会議は国の最高執行機関とされ、大統領及び最高会議に対して責任を負い、かつ最高会議により監督される（憲法第 113 条）。首相のほかに第一副首相 1 名、副首相 3 名及び各大臣にて構成される。首相は最高会議過半数の同意を得て大統領によって任命され、閣僚は首相の提案により大統領が任命する（同第 114 条）。

また、新たな大統領選出、首相の辞任及び最高会議における不信任案可決の際には、閣僚会議は総辞職する。但し、旧閣僚会議は新閣僚会議が活動するまでの最大 60 日間は権限の行使を継続する（同第 115 条）。なお閣僚会議は、憲法に基づいて最高会議の監督を受けることとされている（同第 85 条）。

5. ウクライナ最高会議（議会）

立法府は一院制であり、ウクライナ最高会議（ヴェルホーヴナ・ラーダ）と呼ばれる。議席数は 450（過半数 226）、任期は 5 年である。

議会の審議制度は、議会制を採用している。議会は本会議と同じく全議員で構成されており、政府又は議院内委員会から提出された法案、予算案等は、第一から第三までの 3 つの読会を経て、最終的に本会議で可決される。採決は過半数が原則であるが、憲法の改正等、憲法に特別な規定のある場合には 3 分の 2 以上が必要である。議会で採決された法案は大統領の署名に回され、ここで大統領は署名を拒否する権利を有する。署名を拒否された法案は議場に差し戻され、議会がこれを再度 3 分の 2 以上の多数で可決した場合、大統領は法案への署名を拒否できない。なお再可決できなかった法案について、修正した上で再び議会の過半数で採択することは可能であるが、その場合、大統領は新たな法案と同様に署名を拒否できる。

最高会議は、大統領による首相任命の際に同意を与え、他、最高会議が閣僚会議の不信任案を可決した場合に閣僚会議は総辞職することとなっている。

2007 年 9 月の選挙の結果、ヤヌコーヴィチ大統領率いる地域党が約 34%、ティモシエンコ首相のブロック「ユーリヤ・ティモシエンコ」(BYT) が約 31%、ユージチエウコ前大統領の「我々の

的産業のひとつ。

2. ウクライナ経済の歴史

(1) 1991年8月の独立後～1998年

1991年8月の独立後、価格及び貿易の自由化に代表されるショック療法が実施された結果、ハイパーインフレが引き起こされた。1993年から1994年にかけて、更なる価格の自由化政策、公定歩合引き上げ政策等のマクロ経済安定化政策が実施されたが、他方で政府歳入は増大し、財政赤字は拡大した。ロシアから輸入するエネルギーの価格の高騰の影響もあり、インフレの収束は困難を極め、代わりにパートナー取引が盛んに行われる等、経済的混乱が続いた。またソ連時代に共和国間分業が進んでいたため、独立により諸共和国間の産業連関が途切れたことが大きな原因となり工業生産も著しく落ち込んだ。

1994年7月に選出されたクチャマ大統領は、IMFの融資とガイドライン、世銀の経済支援等を背景に、①財務省の中央銀行からの大規模借入の廃止、②国有企業等への各種補助金の廃止、③価格の自由化の推進、④為替レートの一元化及び外貨市場の自由化、⑤企業の税負担の軽減を主な内容とする経済政策を実施し、インフレを収束させた。1996年8月、ウクライナ政府は10万分の1の子ノミを実施し、同年9月に自国通貨の「フリヴニャ」を導入した。

1998年上半期、工業生産はプラス成長を記録する等、ウクライナ経済は回復の傾向を示しつつあったが、同年8月のロシア金融危機により、外国資本の急激な国外流出が起きたためウクライナ実体経済は深刻な打撃を受けたこととなった。

(2) 1999年以降（ユーシエンコ内閣～キヤヌコ内閣～第二次ヤヌコヴィチ内閣～第一次ティモシェンコ内閣～エハヌーロフ内閣～第二次ヤヌコヴィチ内閣）

1999年11月に再選されたクチャマ大統領は、同年12月、これまで89あった省庁及び国家委員会を35に再編する大統領令を発し、思い切った行政改革を開始し、幾つかの経済関係省庁も「経済省」に統合された。2000年1月に成立したユーシエンコ内閣は、就任演説において改革諸制度を整備する為の「100プログラム」及び同プログラム実施に係る「1000日プログラム」を発表するなど、ラディカルな各種経済改革を推進した。ウクライナは2000年に独立後初めてGDPプラス成長(6.0%)を達成し、以降6年連続のプラス成長を記録した。

2002年11月末に発足したヤヌコヴィチ内閣においては、議会において新政権多数派が形成されたことを受け、2003年一律13%の所得税の導入、民法典、商法典、抵当法、年金法の採択など経済改革に係る重要法案の審議が進められた。2004年においてもウクライナ経済は高い伸びを示し、GDP成長率は12.1%を達成した。

欧米志向を旗印に2005年2月に発足したティモシェンコ内閣は、汚職追放を含め不公平・不公正な経済活動をなくしていくとの姿勢を打ち出すとともに、最低賃金の引き上げ等社会政策にも配慮していたが、前者については経済特区の廃止により外国企業からの批判にさらされており、また後者についても多大の財政負担を生む原因となりつつあるなど、多くの課題を抱えることとなった。政権内部の軋轢の結果として同年9月に生まれたエハヌーロフ内閣においては特段新たな経済政策が採用されることは見られなかった。2006年8月に成立したヤヌコヴィチ内閣は国内東部地域の企業家を有力な支持基盤とし、2005年にGDP成長率2.6%までペースダウンした経済を再度高い成長軌道に押し上げることにも務め、2006年の同成長率は7.0%まで回復した。

(3) 第二次ティモシェンコ内閣

2007年9月の議会選挙結果を受けて12月に成立した第二次ティモシェンコ内閣は、同年のインフレ率が16.8%もの高水準に達したことを重視し、国民生活安定の観点からインフレ抑制を大きな経済政策目標として掲げた。また、2008年5月にはWTOに正式加盟、EUとの自由貿易圏交渉を開始するなど、国際経済への統合も着々と進んでいる。しかし、第二次ティモシェンコ政権下では所得の増加や消費の過熱により進行するインフレ、貿易赤字、対外債務の増加等の経済対策、また民営

化、社会インフラの近代化等の課題への対応は先送りされてきた。これらは、2008年上半期までは好調な輸出、積極的な外資流入等により問題視されなかった。しかし、国際的金融危機がウクライナにも波及、株式市場の低迷、外国資本の流出、また2008年後半からは輸出の40%を占める鉄鋼や化学を中心とした実体経済にも打撃を与えた。このような状況の中、政府はIMFに支援を要請、11月6日、約164億ドルのスタブドバイ・ローン合意(2年)が結ばれたものの、3回のトランシェを終えた後は大統領選挙を巡る混乱でその後のトランシェは実施されないままに終わった。

(4) アザーロフ内閣

2010年2月に成立したアザーロフ内閣は、2010年7月、IMFと約149億米ドルの新たなスタブドバイ合意を締結し、税法典改正をはじめ、年金改革、ガス部門改革、公共料金の値上げ等の改革に着手している。

<主要経済指標>

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
実質GDP成長率(%)	-22.9	-12.2	-10.0	-3.0	-1.9	-0.2	5.9	9.1
工業生産高(%)	-27.3	-12.0	-5.1	-1.8	-1.0	4.3	12.5	14.2
年平均インフレ率(%)	891.0	377.0	80.0	15.9	10.5	22.7	28.2	12.0
農業総産出高(%)	-	-	-	-	-	-	-	-
実質GDP成長率(%)	4.8	9.6	12.1	2.7	7.3	7.9	2.1	-15.1
工業生産高(%)	7.0	15.8	12.5	3.1	6.2	10.2	-3.1	-21.9
年平均インフレ率(%)	0.8	5.2	12.4	10.3	11.6	16.6	22.3	12.3
農業総産出高(%)	1.9	-9.9	19.1	0.4	2.5	-6.5	17.1	0.1

出典：EBRD。2009年のデータは国家統計サービスによる。

3. ガス・石油供給問題

ウクライナは、エネルギー資源に乏しく、石油と天然ガスの70%以上をロシアから輸入している。特に天然ガスについては、2010年にはロシアより約365億立米を輸入し、約946億立米の対欧州トランジット輸送を行っている(ロシアの対欧州ガス供給のうち約80%がウクライナ経由)。

【2006年のガス紛争とその後の動き】

2005年、ユーシエンコ政権が成立すると、ロシアはウクライナ向け天然ガス供給価格をこれまでの3倍に値上げすると提案した。これをウクライナ側が拒否すると、ロシア側は逆に更なる大幅な値上げを提案し、年内の妥結に至らなかった。

2006年1月1日、ガスプロムはウクライナ向けガス供給を停止し、その結果、当国を経由するEU向けロシア産ガスの供給量が低下するという事態を招いた。

1月4日、両国間で合意が達成され、輸入仲介業者としてロスウクルエネルギー社が独占的にウクライナへのガス輸入仲介を行うなどの新たな供給スキームが構築された。2007年12月に発足したティモシェンコ内閣は、透明性のあるガス供給関係の構築を目指すとして仲介業者の排除に乗り出したが、ロシアとの間で再びガス債務問題が噴出し、交渉は難航した。

2008年10月、ティモシェンコ首相はロシアを訪問し、プーチン首相との間でガス供給及び欧州トランジットに関する長期契約締結につき基本的な合意に達し、政府間メモランダムが署名された。同メモランダムでは、今後3年間の段階的な欧州価格への移行、仲介業者の排除、ウクライナに

ウクライナ・国民自衛 (NUNS) が約 14%、共産党が約 9%、リトヴィン最高会議議長が率いるブルック「リトヴィン」が約 4%を獲得し議席を得た。ヤヌコーヴィチ大統領の就任後、野党である BYT 及び NUNS 所属議員の与党・地域党への流出が相次いでおり、地域党と共産党及び国民党 (旧：ブルック「リトヴィン」) による議会多数派による連立与党が確実に勢力を伸ばしている。

6 選挙制度

ウクライナ憲法により、選挙権は 18 才以上、被選挙権は 25 才以上の国民に与えられている。

(1) 最高会議選挙

最高会議議員の任期満了に伴う総選挙は、任期 5 年目 3 月の最終日曜日に実施すると定められている。2010 年 10 月に憲法裁判所により 2004 年の憲法が無効と判断されたことにより、任期が再度 4 年に短縮されることとなったが、2011 年 2 月、最高会議は憲法改正案を採択し、議員任期が 5 年に再延長されると同時に、次回最高会議選挙を 2012 年 10 月に実施することを決定した。

2005 年 10 月に改正選挙法が発効し、従来の小選挙区・比例代表併用から完全な比例代表制となった (各政党の足りるラインは 3%) が、2010 年 10 月にヤヌコーヴィチ大統領によって設立された選挙法改正のための作業部会によって、再度の選挙法改正に向けた作業が進められている。

(2) 大統領選挙

大統領は国民の直接選挙により、任期 5 年で選出される。任期満了に伴う選挙は、任期 5 年目の最終月の最終日曜日に実施すると規定されている。2011 年 2 月、最高会議は憲法改正案を採択し、次回大統領選挙を 2015 年 3 月に実施することを決定した。

大統領選挙の当選のためには、全投票者数の過半数の得票が必要である。いずれの候補者も過半数を獲得しなかった場合は上位 2 名の候補者による決選投票が実施され、より多くの票を獲得した候補者が当選する (過半数は必要とされない)。

7 地方制度

ウクライナは 27 の行政区、すなわち、1 つの自治共和国 (クリミア)、24 の州、及び 2 つの特別市 (キエフ、セヴァストポリ) から構成されている。

改正憲法の定めに基づき、州知事 (州国家行政機関の長) は首相の提案に基づき閣僚会議が任命する。また、市長 (セヴァストポリ市を除く)、州及び市町村議会議員、市町村議会議長 (セヴァストポリ市を除く) は住民の直接選挙によって選ばれる。

キエフ市とセヴァストポリ市については特別の法律によって定められると憲法は規定している。両市においては大統領の任命する行政長官が市政を司っていたが、キエフ市については 99 年 2 月に「英雄都市キエフに関する法律」が最高会議で採択され、同 5 月、同法に基づく初のキエフ市長選挙が行われた。他方、セヴァストポリ市については現在、同様の法律は採択されておらず、市長も公選されていない。

8 クリミア自治共和国

クリミア人口約 195.6 万人 (2010 年 3 月) の民族的構成は、ロシア人が 68%、ウクライナ人が 24%、クリミア・タタール人が 12% 程度 (2009 年 5 月 14 日付 Den 紙) であり、ウクライナ全体に比してロシア人の比率が高い。現行憲法は、クリミア自治共和国について 1 章を割いているが、ロシア人口が多く、独立の動きのあった同共和国政府の権限は限定的な規定ぶりとなっている。また、クリミア自治共和国は独自の憲法を制定できるものの、制定にはウクライナ最高会議の承認が必要とされている。1998 年 12 月 23 日、最高会議は、1992 年以来 5 番目となるクリミア憲法草案を承認し、長年にわたる懸案が解決された。

9 チェルノブイリ問題

(1) 爆発事故

1986 年 4 月 26 日、ウクライナの首都キエフ市北方約 110 キロにあるチェルノブイリ原発において 4 号炉 (1983 年運転開始) が爆発、192 トンの核燃料のうち 4% が大気中に放出され、広島型原爆 500 発分の放射能 (5 千万キュリー) が広がった。この事故による放射能汚染は、広島・長崎に落とされた原爆による放射能汚染の 200 倍に及んだ。これにより、ウクライナでは肥沃な農地、森林を含む 5 万平方キロメートルの国土 (国土の 8%) が放射能によって汚染され失われた。事故の原因としては、原子炉の設計上の問題と人的ミスの双方が挙げられている。

爆発後、60 万名の「事故処理作業員」(ウクライナ、ロシア及びベラルーシの消防士、警察官及び専門家。うちウクライナより 31 万名) が同原発及び近隣地域において緊急教授活動に従事した。これらの「事故処理作業員」のうち、10% が死亡、16.5 万人が身体障害者になったとするとするデータもある。

(2) 住民の避難

事故後数日間で、9.2 万名 (同原発従業員の殆どが居住するプリピャチ市の全住民を含む) 及び近隣市町村の住民数千名が安全地域へ避難した。更に数ヶ月間に亘り、5.2 万世帯家族、総計 16.5 万名が強制移住の対象となった。チェルノブイリ原発従業員の殆どは原発に程近いプリピャチ市に居住していたため、彼らの新たな住居としてストラブチツ市が建設された。なお、チェルノブイリ原発周辺 30km は 20 年以上が経過した現在も立ち入り禁止ゾーンとなっている。

(3) 健康被害

ウクライナの公式発表では、事故後、住民の癌発生率が倍増する等、健康面で大きな影響が出た。ウクライナにおけるチェルノブイリ関連の疾病の被害者は 259.4 万名であり、うち 61.7 万名が子供である (2006 年 1 月現在、ウクライナ非常事態省)。他方で、事故と病気の因果関係を明確にするのは難しく、どこまでがチェルノブイリ事故の直接的被害者であるかを判断するのは困難であると考えられている。

なお、放射能汚染された食物が拡大することを防ぐため、汚染地域全域において、パン工場、精肉工場、バザールなどに多くのコンロロール・ポイントが置かれ、モニタリングが行われている。

(4) 石棺改善

現在 4 号炉を覆っている建造物 (石棺) は事故直後に建設されたものであるが、年々老朽化が進み、放射能漏れの危険があるため、これをアーチ型の新しい石棺 (幅 257m、高さ 108m、輻行き 150m、有効期間 100 年) で覆うこととなった。本プロジェクトにかかる費用は当初 7 億 5800 万ドルと見積もられていたが、作業が進むにつれ増加してきている。国際社会の積極的な支援により、2007 年 9 月、新石棺建設にかかる契約がチェルノブイリ原発と仏系企業体「Novarka」の間で締結された。工事の遅れ、資金問題等により、2011 年時点では、完成は 2016 年にずれ込むとされている。

(5) チェルノブイリ原発の閉鎖

チェルノブイリ原発 4 号炉の事故後も、1~3 号炉の稼働は続けられていた。同原発型原子炉の危険性を懸念していた EU は、1995 年、ウクライナとの間で「オタワ・メモランダム」を締結し、2000 年までの同原発閉鎖と国際社会による対ウクライナ支援につき合意した。同メモランダムに基づき、1 号炉は 1996 年、2 号炉は 1999 年にそれぞれ閉鎖され、最後まで残っていた 3 号炉も 2000 年 12 月 15 日に閉鎖された。これをもってチェルノブイリ原発において稼働している原子炉はなくなった。

IV. 経 済

1 ウクライナ経済の基盤

ソ連時代のウクライナは、連邦内の分業体制の中で、鉄鋼、造船、航空宇宙産業等の重工業、穀物生産を担っていた。右産業ストックは独立後のウクライナ経済成長を推進する上でも重要な役割を果たし続けている。特に、鉄鋼分野は輸出額も大きく、重要な産業となっている。また、豊富な黒土 (チェルノゼム) に恵まれ、伝統的に「欧州のパンかご」とも称されるなど、農業は重点

による債務返済等につき言及されている。しかしながら、2009年の天然ガス価格については明記されておらず、またウクライナによる債務返済も金融危機の影響もあって12月末までずれ込んだため、2009年における供給価格については年内に妥結することができなかつた。

【2009年のガス紛争】

2009年1月1日、ロシアはガス供給量を大幅に減少させた。ウクライナは自国のガス貯蔵を国内需要向けに回し、欧州向けトランジットを継続したが、7日、ロシアはウクライナによる抜き取りを主張して欧州分も含めて完全停止した（ウクライナ側は抜き取りを全面否定）。そのため、一部欧州諸国にガスが届かない状況となり、チェコEU議長国を初めとする欧州諸国が仲介努力を開始した。12日、ガスプロムはガス供給の一部再開を表明するも、ロシアが指定した供給再開ルート（ウクライナは国内ガス供給確保の観点から受け入れたいものであるとして拒否し、ロシア及び一部欧州諸国から強い批判を浴びた）。

最終的に、1月17日のモスクワにおける両国首相会談を経て、19日、今後10年間の対ウクライナ・ガス供給契約及び欧州へのガス・トランジット契約が締結された。ウクライナへのガス価格は450ドル/千立米を基準価格として四半期毎に変更することとし、2009年第1四半期は20%割引の360ドルとなった。また、同年のトランジット料金は1.7ドル/千立米/100kmで据え置かれた。ユージン・コシグロフは本件契約がウクライナにとって極めて不利なものであるとして批判している。

就任直後より対露ガス価格交渉を行うと宣言していたヤヌコーヴィチ大統領は、2010年4月、露黒海艦隊の駐留の25年延長とガス価格の30%あるいは100米ドルの割引を組み合わせたパッケージ合意をロシアと締結した。本合意を受け、政府は2010年の国内ガス価格の据え置きを発表している。2010年の露天然ガス価格は、第1四半期で305.68ドル/千立米、第2四半期で232.86ドル/千立米、第3四半期で248.72ドル/千立米、第4四半期で250ドル/千立米となっているが、ウクライナ側はガス価格算出公式を含めたガス価格契約の見直しを露側に継続して求めている。

【ウクライナ国内のハイブリッド整備】

ウクライナは、その地勢的条件及び領域内の充実した石油・天然ガスのパイプライン網の存在により、ロシア及び中央アジア産エネルギーの対欧州輸送ルートとしての役割を担い、欧州エネルギー一安全保障に深く関わっており、それを根拠にして、外交目標である欧州への統合を実現することを目指している。

2001年8月に完成したオデッサ・プロディエ石油パイプラインは、カスピ海沿岸の原油の対欧州向け輸送の可能性を大きく拡大させた。将来的には、右パイプラインのポーランドへの延長及びドルジュバ・パイプラインを經由したハンガリー、チェコ、クロアチアへの石油の供給が計画されているが、現段階では輸送するカスピ海産原油が確保されず、2004年からは逆方向利用でのロシア産石油の輸送が開始され、オデッサからタンカーによる石油輸出が行われている。他方、順方向利用を念頭においた協議は継続されており、2003年にパイプライン建設に携わるウクライナとポーランドの合弁企業サルマティア社が設立され、2008年12月にはEUの支援によりF/S（事業化調査）が終了、2007年にはリトアニア、ポーランド、ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャンの大統領の出席のもとエネルギー合意が調印され、同パイプライン計画を含む新たな燃料輸送ルート（整備の必要性につき再確認がなされる）とともに、サルマティア社へのグルジア、リトアニア、アゼルバイジャンの参加が合意された。ユージン・コシグロフは数回に亘り大統領令を発出し、オデッサ・プロディエ石油パイプラインの順方向利用の早期開始を命じていたが、カスピ海産原油が確保されていなかった等の問題のため、実現していなかった。2010年11月、ベネズエラ産原油が試験的に順方向に輸送され、2011年1月ウクライナ・サルマティア社とベラルーシ石油会社との間でアゼルバイジャン産原油の輸送について合意されている。

ガスパイプラインについては、2002年6月、ウクライナ、ロシア、ドイツ3国は、欧州向けガス輸送の安定的供給を目的として、ウクライナ・ガス輸送システム管理・開発にかかると国際コンソーシアムの創設に向けて調査を行うとの声明を発出した。右を受け、同年10月に、本件コンソーシア

ム創設にかかるとウクライナ・ロシア政府間協定及びナフトガス社・ガスプロム社間の合意が締結された。但し、その後詳細については合意できず、現在まで機能していない。現在は、ウクライナ、ロシア及びEUの三者によるウクライナへのガス輸送システム近代化にかかる国際コンソーシアムが検討されている。

2009年3月、ウクライナ・ガス輸送システム近代化に係るプラセセル委員会が開催され、EUによる財政的支援を含むEU・ウクライナ共同宣言が署名された。ロシアは、エネルギー供給国たる同国の抜いて不満を表明して途中退席、反発を強めた。7月には、ブリュッセルにて欧州委員会、国際金融機関（EBRD、EIB、IMF及び世界銀行）とウクライナ政府は、ウクライナのガス部門に関する改革とそれに伴う17億ドル相当の金融支援に関し合意した。しかし、本支援はウクライナ側がガス部門を改革することが条件となっていたため、現在に至るまで金融支援は行われていない。

2010年9月24日、ウクライナはエネルギー共同創設合意に署名し、2010年12月15日の最高会議における批准を経て、2011年2月1日に正式にエネルギー共同体に加盟した。また、最高会議は、ナフトガス社を生産、輸送及び販売の3部門に分割し、ガス市場の自由化を規定する「天然ガス市場の機能の方針に関する」法律を採択（発効は2011年7月24日）しており、ウクライナは国内天然ガス市場の欧州基準に則った改革を進めている。

4 IMFとの関係

巨額の対外債務を負っているウクライナにとり、自国経済の再建のためには国際金融機関との協力が重要である。政府はIMFの提示する諸条件を尊重した経済政策運営を行っている。

IMFは1998年9月、ウクライナに対し、約25億ドル（19億2000万SDR）のEFFプログラム実施を決定したが、IMFは、ウクライナが2002年度予算の執行状況、VAT償還問題の解決、燃料エネルギー分野の改革、州毎の電力配電会社（オプレンゴ）の民営化の完遂等、IMFの提示している諸条件を満足しないとして、2002年9月、1998年に合意されたEFFの約38%（約9億6600万ドル）が凍結され、2004年3月、IMFは安定したウクライナ経済を評価し、新たに約6億ドル（4億1160万SDR）のStand-By Arrangementを承認（1年間有効）したが、ウクライナ政府は同プログラムによる融資を利用しなかつた。

2008年10月、国際金融危機のウクライナへの波及、国際収支の急激な悪化等を背景に、IMFは約164億ドル（110億SDR）のスタンバイ・ローン（期間2年）を決定。特に、中央銀行の為替政策を含む金融部門の早急な立て直しを課題とされた。2009年11月までに、計3回のトランジエが実行され、合計約106億ドルがデリスバースされたが、2010年の大統領選挙に起因する政治的混乱により、第4トランジエ以降はデリスバースされなかつた。ヤヌコーヴィチ大統領の選出に伴い、2010年7月に新たに約149億ドルのスタンバイ合意が締結され、2011年3月迄に計2回のトランジエが実施された。

5 対外債務問題

ウクライナ財務省の発表によると、2001年1月1日時点のウクライナの対外債務総額は103億ドルであった。同年7月パリクラブ債権国との間で5億8000万ドル相当の債務を12年間繰延（内3年据置）することで合意し、11月右合意文書が正式に発効した。日本との間では、2002年10月、総額約2億ドルに及び旧輸銀融資の一部（66億円）の債務繰り延べ合意が成立した。

またロシアとの間で最大の懸案であった対露ガス債務問題につき、2001年10月にロシアと、14億ドル相当の対露ガス債務のリスケに合意した（合意内容：12年間繰延（内3年据置）、金利はLIBOR+1%、ガス債務を商業債務とするが政府保証は与える。ウクライナ領域を經由するロシアのガスの輸送に関し、ロシアはガスの供給が現金払いによって輸送料金をウクライナに支払う）。更に2004年8月にはガス債務支払い方法についても最終的に合意が達成された。2008年の金融危機後のフリヴニャ下落に伴い、大部分が外貨建てであった。2008年の金融危機後のフリヴニャ下落に伴い、大

部分が外貨建てであった民間債務が深刻な懸念材料となっている。

6 非公式経済(シャドウ・エコノミー)

EBRD 等国際機関の推計によると、ウクライナ経済のほぼ半分は政府が実態を把握していないために公式所得統計に表れない非公式経済と見られており、同比率はロシアや他の中東欧諸国と比べ最も高い。ウクライナの非公式経済の原因として、①キャッシュ決済の経済、②銀行制度に対する信用の欠如、③税金逃れの頻発等が挙げられている。なお、前述③に関しては、2008年に入ってから税制面での改革が功を奏して徴税率が50%程度上昇している。

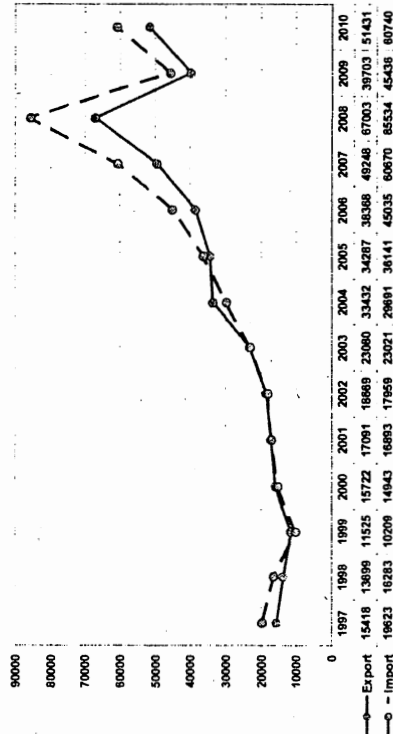
7 貿易と投資の動向

(1) 貿易額の推移

貿易総額は1996年を境に1998年まで減少傾向にあり、何れの年も慢性的な貿易赤字を記録していたが、1999年、輸出が115億ドル(対前年比15.4%減)、輸入が102億ドル(対前年比37.3%減)と1.31億ドルの黒字を記録した。2000年以降はギリブナ安、ロシア経済の復興、鉄鋼業及び軽工業分野の復興等を背景として継続的に貿易黒字を記録するようになり、輸出がウクライナ経済復興に大きな役割を果たして来た。他方、所得水準の上昇や外資流入とともに消費財等の輸入額が増大、2005年以降は再び貿易赤字となり、その傾向は年々拡大、2008年の貿易赤字は185億ドルに達した。2009年の貿易赤字は、金融危機による信用収縮やフリヴニャ下落の影響により57億3300万ドルまで収縮、貿易額についても2009年は輸出入共に大幅に落ち込んだものの、2010年は貿易額の回復とともに再び貿易赤字額が膨らんでいる。

貿易額の推移

(単位:百万ドル、国家統計サービス)



(2) 貿易構造の特徴

品目構成を見ると、天然ガス、石油を輸入し、鉄鋼製品、機械、化学製品、農産物等を輸出する構図。特に天然ガスについては、ウクライナは世界でも有数の大輸入国であり、主にロシアから輸入している。2009年は鉄工業が落ち込んだのに対し、農業分野は豊作で、穀物の輸出割合が大きくなった。

ア 主要輸出品目 (2009年: 国家統計サービス発表)

- ・鉄鋼・鉄製品 (全体の30.7%)
- ・機械・機器 (12.6%)
- ・穀物 (9.0%)
- ・化学製品 (6.3%)
- イ 主要輸出品目 (2009年: 国家統計サービス発表)
- ・天然ガス (全体の17.6%)
- ・機械・機器 (13.8%)
- ・化学製品 (11.7%)
- ・自動車・車輛 (4.8%)

(3) 主な貿易相手国 (2010年: 国家統計サービス発表)

- ア 輸出: ①ロシア (26.1%) ②トルコ (5.9%) ③伊 (4.7%) ④ペラルーシ (3.7%)
 イ 輸入: ①ロシア (36.5%) ②中国 (7.7%) ③独 (7.6%) ④ポーランド (4.6%)

(4) 主な通商動向

ウクライナは、2008年5月16日に152番目の加盟国としてWTOに正式加盟した。

(5) 直接投資の動向

ウクライナへの外国からの直接投資は増加傾向にあり、経済危機による投資引き揚げ等で鈍化したものの、2010年10月1日における直接投資残高は425億1190万ドルとなった(92年からの累積ベース)。主要投資国は次のとおり(括弧内は投資全体に対する比率)。

- ・キプロス 95億7910万ドル (22.5%)
- ・ドイツ 70億0570万ドル (16.5%)
- ・オランダ 40億8270万ドル (9.6%)
- ・ロシア 29億5630万ドル (7.0%)
- ・オーストリア 26億6730万ドル (6.3%)
- ・英国 22億8470万ドル (5.4%)
- ・フランス 17億5160万ドル (4.1%)

1999年以降ロシアからの投資が増え、特に、キプロスや英ヴァージン諸島等に資本逃避しているロシア及びウクライナの資本が流入した。なお、ドイツからの投資のうち約48億ドルは、いわゆる再民営化(後述)を通じてクリヴウオリシュターリ製鉄所の売却(ミタル氏のグループがドイツ法人を経由して購入)によるものである。また、オーストリアについてはライフアイゼン銀行によるアヴァール銀行の買収などが主なものである。

8 主要産業とその課題

(1) 農業

ウクライナでは、広大で肥沃な黒土地帯(チェルノーゼム)で小麦、テンサイ、ひまわり等が栽培され、かつては「欧州の穀倉地帯」と言われていた。ソ連崩壊後、生産技術の近代化と構造改革の遅滞、農業の荒廃による地質の悪化等の問題が指摘されているものの、小麦、砂糖、ひまわり油等の農産物は現在も重要な輸出品で、その多くはロシアをはじめとする旧ソ連諸国や欧州各国に輸出されている。2002年には初めて飼料用穀物が日本に輸出された。ウクライナ農業の復興には各種農業改革が必要となるが、その一環として2001年10月、2005年以降ウクライナ同士の農地の売買を可能とする「新土地法」が成立した。しかし、巨額資本等による大規模土地買収なども危惧され、農業用地に関する同法の施行は現在まで据え置きとなっており、今後も延長される見込みが高い。更に2007年には「2015年までのウクライナの農業地域開発プログラム」が採択されている。なお、農産物高騰の流れを受け、西側資本や中東政府系ファンドなどによるウクライナにおける農業投資の動きも観察され、農地取引やバイオエネルギー、国際的食糧供給基点としての観点からもウクライナ農業のウクライナ経済に占める重要性は拡大してきている。

また、ロシア側が同条約の発効の条件としていた黒海艦隊分割に関する3協定も、1999年3月にウクライナ最高会議によって批准され、独立以来の両国の懸案が解決された。なお、2008年のウクライナ・ロシア間貿易高は400億ドルに上っており、経済危機後の2009年に両国間貿易高は減少したものの、最大の貿易相手国としてのロシアの経済動向はウクライナ経済に大きな影響を与えている他、ウクライナは特にエネルギー供給の大部分をロシアに依存している。

エリツィン露大統領の時代にはロシアとの関係は安定しており、プーチン露大統領の就任後も、クチャマ大統領との首脳会談が頻りに実施されるなど緊密なウクライナ・ロシア関係が維持された。2003年には、1月に陸上部分の国境を画定する国境条約の署名、また9月には(両国間の意図に隔たりはあるものの)四ヶ国統一経済圏創設協定への署名もなされた。9月下旬にはロシアがケルチ海峡での堤防建設を開始(トウズラ島問題)、両国は一端緊張状態におかれたが、これをききつけにアゾフ海・ケルチ海峡水域の国境画定問題について一連の協議が持たれ、12月下旬にはアゾフ海及びケルチ海峡の共同利用に関する協力協定が署名された。なお、アゾフ海・ケルチ海峡を含む海上部分の国境画定及び海域利用については、現在も二国間交渉が継続中である。

2005年1月、EU統合を強く押し進めるユーチェンコ新大統領が就任すると、対ロシア関係の舵取りは困難かつ不安定となった。2005年末より生じた天然ガス問題(IV経済3.参照)を巡る両国の対立は欧米諸国を巻き込むまでに発展した上、沿ドニエストル地域に係る問題やウクライナのNATO加盟問題、ウクライナの主導によるGUAMの機構化(2006年5月)等を背景に両国の対立は深まり、「ウクライナの独立後、かつてないほどの両国関係の悪化」(チエルノムイルジン駐ウクライナ・ロシア大使)までに至った。

2006年8月にヤヌコーヴィチ内閣が発足すると、対露関係の改善と天然ガス交渉を最優先課題とする両首相は露への大幅な配慮を示し、両国関係は一時的に改善に転じた。他方で、2007年にはユーチェンコ大統領が推し進めているウクライナによる歴史認識の問題(ウクライナ大創建(ホロドモール)、ウクライナ蜂起軍(UPA))等を巡って、再び両国が対立する場面がみられた。更に、同年12月にティモシエンコ内閣発足を経て、2008年1月、大統領、首相、議会議長によるNATOに對する「三者の誓約」によりウクライナのNATO加盟行動計画(MAP)への参加希望を表明すると、ロシア側より、ウクライナのNATO加盟はロシアの安全保障上の脅威となるとして強い警戒感が示された。結局、右MAP参加は現時点まで実現していない。また同年夏のグルジア紛争に際しての対応を巡っても、ウクライナ・ロシア間の亀裂は更に深まった。2009年初頭には、両国の間で新たな力争が勃発している(IV経済3.参照)。さらに、2009年7月には両国間で外交官の国外退去が相互に発表され、両国関係は一挙に緊張した。8月11日、メドヴェージェフ露大統領はユーチェンコ大統領宛に公開書簡を発送し、ウクライナの指導者が一連の反露的政策(グルジアへの武器供与、外交官追放、ガス問題、歴史問題、NATO加盟)をとっているとして批判するとともに、駐ウクライナ露大使の着任を延期する旨伝達した。ウクライナ露関係の悪化は、この2009年8月をピークとし、以来、両国大統領間の政治対話は中断されていた。

2009年秋以降、ロシアからウクライナへのガス供給契約及びナフトガス・ウクライナの露ガスプロムへの代金支払い問題を巡り、両国が激しく対立した。これに対し欧州はガス紛争再燃による欧州へのガス供給停止を懸念しつつも、ガス供給は二国間の問題であるとして一定の距離を置き、欧州独自のエネルギー安全保障を模索する動きを見せた。

ポロシエンコ外相(10月9日～)は就任直後にロシアを訪問し、マスコミを經由しない外務省経由での両国の対話を復活させた。ティモシエンコ首相とプーチン露首相の関係も良好であり、両者は頻りに電話会談を行い、11月19日にはヤルタで首相会談を行った。

2010年2月に就任したヤヌコーヴィチ大統領は、就任直後にモスクワを訪問、メドヴェージェフ露大統領及びプーチン露首相と会談を行い、二国間関係の「リセット」を表明した。2010年4月27日には、これまでの懸案であった黒海艦隊駐留の2042年までの延長及びガス価格の割引に関するパッケージ合意が署名され、ユーチェンコ前大統領時代に悪化した二国間関係は急速に改善した。

2008年からの金融危機の中、農作物は豊作となり、2009年においても農業部門ではGDPはプラス成長となっている。一方で、農地改革、生産性向上を含む農業リストラ、流通、貯蔵等のインフラ整備等が依然として課題である。2010年10月、政府は、天候不順による穀物収穫量の落ち込み等を理由に、同年12月末を期限とした穀物輸出割当規制を導入した。同年12月、期限を2011年3月末に、2011年3月には更に同年6月末まで延長した。

(2) 重工業

鉄工業をはじめ重化学工業も盛んであり輸出の3割以上は鉄鋼(2010年の粗鋼生産量は世界第8位)で占められる。東部のドンバスは「鉄鋼の街」であり、帝政ロシアの頃より、同地域にはドネツ炭田とクリヴィー・リグの鉄鉱石を活用して鉄工業が興り、ドニエプル河の支流に突出した一大重工業地帯が形成された。露天掘りのクリヴィー・リグ鉱山は世界最大の鉄鉱山として名高い。

ソ連時代には工業化が一層進み、高い技術力を備えた軍需産業コンピナートに発展した。首都キエフにあるバトン研究所の溶接技術は今も世界で屈指の水準を誇っているほか、黒海沿岸では造船業が盛んであり、ソ連時代には空母ミンスクをはじめ多くの空母や潜水艦がここで建造された。

また、航空・宇宙分野でも高い技術力を有しており、世界最大の輸送機アントノフ社の「ムリヤー」、日本の衛星の打ち上げ実績もある商業ロケットの「ドニエプロケット」を製造している。

(3) 外資による民営化

ウクライナ政府は、電力、通信、農業インフラをはじめ大企業の民営化に外資の参加を認めるという思い切った計画を打ち出し、2001年には「オプテルネルゴ」(州毎の配電会社)6社、ミコラエフのアルミニウム工場等が民営化された。しかし、2005年2月の第一次ティモシエンコ政権発足後、クリヴォリジユスタターリ製鉄所等、不公正な手続きを経て行われたとされる民営化企業に対する異議が行われてきた。近年は、ウクライナレコムをはじめとする大規模企業が民営化対象とされているが、民営化プロセスは停滞している。

V. 外交

ウクライナは172か国と外交関係を樹立しており、世界に83大使館、8国際機関代表部を有している。また、ウクライナには70の各国大使館(実館)が開設されている(2011年4月現在)。

1 外交の基本方針

ウクライナの外交は、欧米諸国、ロシアを中心に東西にバランスの取れた外交を行うことを基本方針としつつ、最終的な目標を欧州統合に置いている。併せて、欧州における国際機構(EU)への将来的な加盟を目指している。「非同盟」政策を掲げるヤヌコーヴィチ大統領は、前大統領時代に冷知化していたロシアとの関係を改善し、欧米とも良好な関係を保ちながら、実利を追求する全方位外交を展開している。

2 対ロシア関係

ロシアとウクライナは歴史的・文化的に極めて密接な繋がりを有し、ウクライナ国内に約1,000万人のロシア系住民が、またロシア国内にも約400万人のウクライナ系住民が居住するなど、文字通り最大の隣国である。同時に最大の貿易相手国でもあり、対外交はウクライナ外交の優先分野の一つである。1999年3月には、両国間で最大の懸案であった包括的な友好協力条約(1997年5月署名)がロシア上院において批准され、ウクライナの領土保全、両国の国境不可侵が確認された。

ヤヌコーヴィチ大統領の就任後1年で、両国首脳は10回を超える会談を実施している。

3. 対 CIS 諸国関係

(1) CIS

ウクライナは1991年のソ連邦崩壊とCIS設立に際して重要な役割を演じたが、CISの正規加盟国ではなくCIS憲章にも署名していない。ウクライナはCISが超国家的機構となることには反対することの観点からCIS軍事同盟やCIS関税同盟には参加しておらず、各加盟国との間で二国間ベースでの経済・軍事協力を行っている。また、CIS共同防空システム設置、CIS経済裁判所への財政支出等、CIS統合の方向につながる動きには加わらない方針を示している。

ウクライナは、ロシアへのエネルギー依存度を軽減することを目的に、コーカサス及び中央アジアからの天然ガス供給ルート確保の可能性を探っており、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、カザフスタン等の国々との協力関係の緊密化を図っている。

2003年9月にヤルタで行われたCIS首脳会合の際、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、統一経済圏創設協定に署名した。但し、ウクライナ国内には、同経済圏が国家主権を制限しEU加盟を困難にする等の理由から強い反発があったため、ウクライナは署名に際し「ウクライナの憲法に矛盾しない限り協定を履行する」旨の留保を付し、同経済圏が自由貿易経済圏創設に留まる限り協力するとの立場を示したが、その後大きな進展は見られていない。なお、2010年4月、欧州評議会議員会議(PACE)で演説したヤヌコーヴィチ大統領は、WTOに加盟するウクライナが、ロシア、ベラルーシ及びカザフスタンによる関税同盟に加入することはないと明言している。

実利に基づき全方位外交を志向するヤヌコーヴィチ大統領は、CISの枠組みにおける協力強化に積極的であり、ウクライナのCIS内における役割強化にも積極的な発言を繰り返している。

(2) GUAM

ウクライナは、ユージンチエンコ大統領就任後、GUAMを民主主義強化のための地域グループとして位置づけ、その枠内での協力強化と東欧諸国への拡大を図っている。特に、2005年4月に行われたGUAMサミットでは沿ドニエストル問題解決のためのウクライナ案を提案し、地域紛争の解決など国際問題にも積極的に関与していることとする姿勢を示した。なお2006年5月、ウクライナ機長国のもとで開催されたGUAMサミットでは、GUAMの地位がこれまでの「地域グループ」から「国際機関」へと改組され、自由貿易圏が創設された。

GUAMは、エネルギー分野を含む経済協力、旧ソ連の地域紛争解決、組織的犯罪及びテロ対策などの協力を通じて地域の安定に貢献することを目指している。最近では加盟国であるモルドバの沿ドニエストル問題やグルジアの南オセチア・アブハジアの問題、アゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ問題に関し、国際場でGUAM加盟国の共通の立場を発信することに力を入れており、06年の国連総会ではGUAMの提案により「旧ソ連の凍結された紛争問題」が議題として承認され、国連において初めて右問題が協議されることとなった。加盟国以外の国・機関との関係では、米国、ポーランド、EU等との協力が進められており（「GUAM+」）、日本との間でも、2007年6月のパクーでのGUAM首脳会合において初の「GUAM+日本」会合が開催された。「GUAM+日本」会合は、現在まで4回に亘って開催されており、また、観光振興、防災等の分野で「GUAM+日本」の枠組みによる協力が行われている。

GUAMの中心的存在であるウクライナでは、2006年8月に対露関係の修復を目指すヤヌコーヴィチ内閣の発足以降GUAMに対する関心の低下がみられ、GUAM規約の批准が行われていなかったが、2007年12月にティモシェンコ内閣が成立し、2008年3月に漸く同規約が批准された。2010年4月、ヤヌコーヴィチ大統領は、「ウクライナがGUAMに参加を継続する唯一の条件は、GUAMから実利が得られること」と述べ、GUAMに対するウクライナの姿勢を表明した。

4. 対米関係

ウクライナは、政治、経済の両面で米国との関係を「戦略的パートナー」として重視し、二国間政治対話、軍事、経済面での二国間協力を積極的に行っている。また、米国は、安全保障上の観点からもウクライナを重視し、大規模な支援・投資を行っている。なお、米には100万人以上のウクライナ移民がいる。

2002年、レーダー・システム「コルチューガ」のイラクへの売却疑惑が発覚すると、米側は一部支援を凍結させるなど態度を硬化させたが、2003年にウクライナがクウェートに支援部隊を派遣したことでウクライナ・米関係は大きく改善した。

2000年後半に起こったゴングァゼ記者殺害事件以降、米側は特に人権や言論の自由といった「民主主義の価値」の遵守をウクライナ側に強く働きかけはじめ、2004年秋のウクライナ大統領選挙においても、政府に対して公正且つ民主的な選挙の実施を繰り返し求めた。その結果、12月26日のやり直し決選投票ではそれが満たされたと高く評価している。

欧州の価値の共有を掲げるユージンチエンコ大統領就任を経て、ウクライナと米国の関係は強化され、2005年4月に行われた同大統領の訪米では、ブッシュ大統領との共同声明において、ウクライナと関係の深いキューバ及びベラルーシにおける人権問題に言及するなど、従来になかった対応を示した。その後米側は一貫してウクライナを支援し続け、2008年12月のオグリスコ外相訪米時には、今後の両国関係強化を基礎づける「戦略的パートナーシップ憲章」が署名された。ヤヌコーヴィチ大統領は、就任直後の4月12日に核セキュリティ・サミット出席のため訪米し、高濃縮ウランの全面放棄を宣言した。オバマ米大統領は、この核軍縮に対するウクライナのリーダーシップを「歴史的な措置」と高く評価し、技術的・財政的支援が実施されている。

5. 対欧州関係 (NATO関連は「VI. 国防」の項を参照。)

ウクライナは、「欧州統合」を優先事項に掲げ、対ヨーロッパ関係の拡大・深化に努めており、2002年5月に発表された大統領就任「欧州の選択」では、まずEU準加盟の地位を獲得し、その後2011年までにEUに加盟することを具体的目標とした。1994年6月には「EUとのパートナーシップ協定」が調印された（1998年3月1日発効）。また1999年12月にはヘルシンキのEUサミットにおいて「EU対ウクライナ共通戦略」が採択され、ウクライナの欧州統合政策が改めて両者によって確認された。

2003年3月、欧州委員会は「より広い欧州-近隣諸国」を発表し、今後10年間の拡大EUとその他の近隣諸国との関係強化の枠組みを示した。これを受けて2005年2月、欧州委員会は3年間のウクライナ・EU行動計画を承認し、ウクライナは現在、右行動計画に沿って国内改革努力を続けている。2007年3月からは、現在のパートナーシップ協定に代わるものとして、自由貿易圏創設を主要内容とする新たな「強化された協定」の締結交渉が開始され、2008年9月、ウクライナを「欧州国家」(European country)と見なすと共に、同協定の名称を「連合協定」とすることが合意された。また2008年1月には、前年6月に署名されたEUとの査証簡素化協定及び再入国協定が発効した。

ウクライナは政治面で自らを欧州の一員とみなしており、EUと共同歩調を取ろうとする傾向が強まっている。他方、EU側は慎重な姿勢を崩しておらず、ウクライナの加盟についてEU側より明確なコミットは得られていない。

なお、2009年5月には、ウクライナは、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、モルドバ、ベラルーシと共に、EU「東方パートナーシップ・イニシアティブ」の対象国となった。同イニシアティブは連合協定、自由貿易圏、査証自由化、エネルギー安全保障等に向けた協力を目的とするもので、比較的欧州化の度合いが進んでいるウクライナにとってはあまり目新しい内容ではないが、同国は、同パートナーシップのリーダー的役割を果たしている。

2009年12月、キエフで第13回ウクライナ・EUサミットが開催されたものの、署名準備を進めていた連合協定の交渉が完了せず、第3回中間報告書の採択に留まった。

2010年2月、欧州議会はウクライナに関する宣言を採択し、ウクライナが他の欧州諸国と同様に

5 黒海艦隊問題

黒海艦隊問題は、ウクライナ・ロシア間の重要な懸案であったが、1997年5月にチェルノムイル ジェン首相がウクライナを訪問した際に「露黒海艦隊の地位及び駐留条件に関する協定」及び「黒海艦隊分割協定」が締結された。これら協定は1999年3月にウクライナ議会で、6月にはロシア議会でそれぞれ批准された。2017年までの露黒海艦隊のウクライナ駐留と艦隊の分割に関して原則的に解決を見ることとなった。ただし、分割の細部の取り決め等の技術的な問題等に関しては、合同作業部会において協議を続けることとなった。

2006年1月のロシアからの輸入天然ガス価格の値上げ問題及びウクライナ港湾当局職員によるヤルタ灯台へのロシア軍人入場拒否事案に関連し、露黒海艦隊の賃借対象施設の明確化及び基地賃料の増額に関する議論が活発化した。

2006年10月のプーチン露大統領による発言の他、2007年5月以降のロシア側高官による発言から、ロシア側は露黒海艦隊の駐留期限延長を希望する意思表示を行ってきたが、ユーリ・シチュエンコ大統領、外務、国防大臣等ウクライナ側指導者は、憲法規定を理由として不可能である旨述べてきた。

2008年8月のグルジア・ロシア間の軍事衝突に際して、露黒海艦隊が参加したこと、ユーリ・シチュエンコ大統領は露黒海艦隊によるウクライナ領内での移動及びウクライナ国境を越境する際の規則を厳格化する2つの大統領令を発出。これにより露黒海艦隊は、ウクライナ水域進入の72時間前に許可申請が必要となった。

2010年4月、ヤヌコヴィチ大統領及びメドヴェージェフ露大統領の間でガス問題及び露黒海艦隊問題に関してパブリック合意文書に署名。本合意により、2019年までのガス価格割引の代償として、露黒海艦隊の駐留期限が2042年まで25年間延長された。両国とも本協定から脱退しなければ、2042年以降も更に5年の延長が可能となる。

6 北大西洋条約機構 (NATO) との関係

ウクライナは、1994年に他の CIS に先駆けて NATO との間で「平和のためのパートナーシップ (PfP) 協定」に署名したのに引き続き、1997年には「ウクライナ・NATO 間の特別な関係に関する憲章」に署名し、NATO との関係強化を明確にした。

また、2001年9月に勃発した米国における同時多発テロ以降、米を含む NATO とロシアとの関係改善が図られる等、国際情勢が大きく変化する中で、ウクライナ国家安全保障防衛会議は、2002年5月、「ウクライナの NATO 加盟に向けた準備に着手する」決議を採択。7月にはクチャマ大統領が同大統領令に署名する等、中・長期目標としてウクライナの NATO 加盟の意思を内外に示した。

これを受けて同年11月に開催された NATO プラハ・サミットの「NATO・ウクライナ委員会」においてウクライナの NATO 加盟に向けた「改革のための行動計画」及び「年次目標計画」が採択された。2004年には、NATO の全面的協力を得て「戦略国防報告」及び新しい「軍事ドクトリン」が作成された。他、ウクライナ国内における NATO の軍事活動に対する支援を定めた「ホストネーション・サポートに関する覚書」が交わされた。

2005年にユーリ・シチュエンコ新政権が発足すると、ウクライナは NATO 加盟意思をより明確に表明し、同年4月には「NATO・ウクライナ間協力の強化」に関する文書が署名され、「強化された対話」の枠組みによる NATO-ウクライナ委員会、北大西洋理事会会合 (6月及び10月) が行われるなど、加盟に向けた協議等が活発化した。実態面においてもウクライナ軍は、国内外で実施される NATO 軍の演習に部隊を頻繁に参加させる他、ウクライナ軍人を NATO 諸国に派遣して教育・訓練を受けさせてきた。

このように国防省及び軍において NATO 加盟に向けた努力が継続される中、2006年8月に首相に就任したヤヌコヴィチ地域党首は、国民のコンセンサスの低さを理由に、当初目標とされていた同年11月の NATO サミットにおける加盟行動計画への署名を見送った。2007年2月、ユーリ・シチュ

エンコ大統領は、EU、NATO 加盟路線を確認する国家安全保障戦略に署名した他、機会を捉えて NATO 加盟方針を繰り返してきた。2008年1月、NATO・MAP への参加意思を表明する大統領、首相、最高会議議長連署による書簡 (所謂「三者の書簡」) が NATO 事務総長宛に送達された。これに対し、地域党首を始めとする野党側は、この「三者の書簡」の撤回等を求めて最高会議議長等を封鎖し、議会が約1か月半空転する事態となったが、2008年3月6日、各政治勢力間での合意の下に再開された議会において「NATO 加盟は全国レベルの国民投票の結果によってのみ決定される」旨の議定書採択が行われた。

2008年4月の NATO ブカレスト・サミットにおいてウクライナの将来の加盟については合意されたが、ウクライナの加盟行動計画 (MAP) への参加は見送られた。

2010年2月に就任したヤヌコヴィチ大統領は、ウクライナは NATO に加盟する計画を有していないと発言した。2010年7月には、ウクライナの地位を「非同盟」と規定し、あらゆる軍事政治プロセスへの参加を拒否する内容の「ウクライナの内外政方針に関する」法律が発効した。ヤヌコヴィチ大統領は、NATO との積極的な協力は継続すると述べているが、同法律により、ウクライナの NATO 加盟は不可能となった。

7 軍事的国際協力 (対米関係を含む)

PKO 等を通じて国際社会の安定化への貢献は、ウクライナにとっても重要な位置を占めており、現在ウクライナ軍は、コンゴ、コンボ、リベリア、スーダンへの部隊或いは軍事監視要員等の派遣を通じて、国連の PKO 活動に参加している。また、リベリアにおける平和維持部隊の一部が、コートジボワールに展開中である。

イラクにおける NATO トレーニング・ミッションに要員を参加させているほか、アフガニスタンにおける ISAF に軍医等を派遣し人道支援及び医療活動などに従事させている。また、コンボで活動する KFOR 及び沿ドニエストルへの兵力監視団にも要員を派遣している。

VII. 文化

ウクライナ国民の多くは文化・芸術への関心が高く、キエフ市の国立オペラ劇場をはじめ、主要な都市には劇場、交響楽団、音楽・芸術クラブ等が存在する。また、民族音楽、宗教音楽の伝統を有し、一般の人達の間でも広く親しまれている。ウクライナにゆかりのある芸術家は以下の通り。

● ゴーゴリ (Nikolai V. Gogol) : 1809-1852

作家、劇作家。ウクライナ中部の小村ソロンツィ生まれ。1830年ウクライナの農村を舞台にした短編「イワン・クハーラの前夜」を含む小説集により一躍文名をあげる。「検察官」、「隊長ブーリバ」、「死せる魂」、「外套」などの作品がある。

● シェフチェンコ (Taras G. Shevchenko) : 1814-1861

キエフ生まれのウクライナの国民的詩人、画家。1840年に詩集「吟遊詩人」を発表、ウクライナの国民的詩人としての地位を確立した。反帝政、反専制の態度を崩さず、抑圧されたウクライナ人の悲しみを詠い続けた。(100フリヴニヤ紙幣に肖像が印刷されている)

● チェーホフ (Anton P. Chekhov) : 1860-1904

ロシアの作家、劇作家。1899年から病氣療養のためにクリミアに移り住んだ (~1904)。その間に彼の代表作である「三人姉妹」、「桜の園」を書いた。現在でもヤルタにチェーホフ博物館がある。

● ムソルグスキー (Modest P. Musorgskii) : 1839-1881

ロシアの作曲家。彼の代表作である組曲「展覧会の絵」の中の一曲である「キエフの大門」は、キエフ市内の中心部にある。

● プロコフィエフ (Sergei S. Prokofiev) : 1891-1953

ウクライナ生まれのロシアの作曲家。1891年エカテリノスラフ(現ドニプロペトロフスク)近郊のソフツォフカ生まれ。ハレエ音楽「ロメオとジュリエット」、交響詩「ピーターと狼」等が有名。

●ホロビッツ(Vladimir Horowitz :1904-1989)

20世紀を代表するピアノリスト。キエフ市生まれ。1940年に米に移住。キエフでは、独立後の1995年より、彼に因み2年毎に「ホロビッツ記念国際ピアノコンクール」が開催されている。

●その他、作家ではイリヤ・エレンブルグ(1891-1967)、ミハイール・ブルガーコフ(1891-1940)、イサーク・バーベリ(1894-1941)が、音楽家ではエミール・ギレリス(1916-1985)、ダビッド・オーストラフ(1908-1974)、スヴァトスラフ・リヒテル(1915-1997)、アイザック・スターン(1920-2001)、画家ではイリヤ・レーピン(1844-1930)が、舞踏家ではワツラフ・ニジンスキー(1890-1950)がウクライナ生まれである。

Ⅷ. 対日関係

ウクライナには1902年～1934年にかけてオデッサに我が国領事館が開館されており(一時的に閉鎖されていた時期もあった)、旧ソ連時代より姉妹都市提携(キエフ・京都、オデッサ・横浜)や文化交流が行われていた。1991年8月のウクライナの独立後、翌1992年1月に外交関係が樹立された。

なお、第二次世界大戦後には、旧ソ連に抑留された日本人の内約4,000名がウクライナに移送され、採石などの労働に当たった(当時の抑留者の説)。その内約200名が当地で死亡したとされている。

1. 要人往来

●クチマ大統領訪日(1995年3月)

ウクライナ元首として初めて訪日。村山総理との首脳会談において日本輸出入銀行からの1.5億ドルのアンタイドローン及び0.5億ドルの輸出信用供与が表明され、両国外相間で旧ソ連時代に締結された条約の承継を確認する書簡が交換された。共同声明においてウクライナは日本の国連安保理常任理事国入りへの支持を表明。

●池田外務大臣ウクライナ訪問(1996年6月)
両国関係の拡大強化、ウクライナへの改革支援の継続を表明した。

●ウドヴェンコ外相訪日(1997年5月)
日本の政府開発援助(ODA)供与に関する協議が開かれた。なお、同外相は1998年3月にも国連総会議長として訪日した。

●国会議長の相互訪問
1997年8月に斎藤参議院議長がウクライナ訪問した。2003年5月にはリトヴィン最高会議議長が訪日、広島等を訪問し、核の被害を受けたという両国の共通点を基礎に両国関係を発展させるべきであると表明した。

●川口外相のウクライナ訪問(2003年8月)
ズレンコ外相と会談し、核不拡散の基本的立場を確認するとともに、政治・経済分野での協力発展の意思を表明する共同コミュニケに署名した。

●ユーンチェンコ大統領訪日(2005年7月)
ウクライナ大統領の訪日としては2回目のもので、小泉総理と会談し、「21世紀における新たなパートナーシップに関する共同声明」を発表、日本・ウクライナ協力委員会の設立に合意。また、ウクライナのWTO加盟に関する二国間文書の署名を行った他、「科学技術協力に関する共同記者発表」を発表。

●麻生外相のウクライナ訪問(2006年6月)

ユーンチェンコ大統領訪日時に合意された日本・ウクライナ協力委員会第一回会合をタラシューク外相との間で開催、同委員会の活動に関する覚書に署名。また、文化無償案件にかかる文書に

ウクライナ独立後の日・ウクライナ関係概要

1991年12月28日	我が国によるウクライナ国承認
1992年1月26日	外交関係樹立
1992年10月	スレピチェフ前首相訪日(旧ソ連支援東京会合)
1993年1月20日	在ウクライナ日本国大使館開設
1994年9月	在日ウクライナ大使館開設
1995年3月	クチマ大統領訪日(22～26日)
1996年6月	池田外務大臣ウクライナ訪問(30日～7月1日)
1997年5月	ウドヴェンコ外相訪日(18～20日)
1997年8月	斎藤参議院議長ウクライナ訪問(26～30日)
1998年3月	ウドヴェンコ外相訪日(国連総会議長)(10～12日)
1999年4月	ロボヴィエツキ首相、アザロフ副首相長官訪日(民間招待)
2000年6月	タラシューク外相大臣訪日(小沢元総理の辞任への列席)
2001年10月	クチマ大統領夫人・セミノジエンコ副首相訪日(民間招待)
2003年5月	リトヴィン最高会議議長訪日(26～29日)
2003年8月	川口外務大臣ウクライナ訪問(31日～9月2日)
2004年6月	グリンチェンコ外相訪日(8～11日)
2005年1月	柳澤特使大使(日・ウクライナ友好推進会長)(大統領就任式)
2005年3月	トメンコ前首相訪日(盛岡万博)
2005年7月	ユーンチェンコ大統領訪日(20～23日)
2006年6月	麻生外務大臣ウクライナ訪問(30日～7月1日)
10月	リボヴィエツキ文化観光大臣の訪日(7～9日)
2007年7月	ルジコフスキー連綿・連任大臣訪日(8～12日)
7月	ハイタイェフ保健大臣訪日(24～28日)
2008年3月	オグリスコ外務大臣の訪日(24～26日)
2009年3月	ダニリン経済大臣の訪日(8～11日)
3月	ティモシエンコ首相の訪日(25～26日)
2011年1月	ヤヌコーヴィチ大統領の訪日(18～21日)

「科学技術協力に関する共同記者発表」

署名。

- オグルスコ外相の訪日 (2008年3月)
- 高村外相との間で第2回日・ウクライナ協力委員会を開催。共同声明に署名。
- トモシエンコ首相の訪日 (2009年3月)
- 麻生総理と会談。経済を中心に両国関係の幅広い協力について協議。共同声明を发出。
- ヤヌコーヴィチ大統領の訪日 (2011年1月)
- 菅総理と会談。GISにおける協力、JBICによる融資、農業分野における協力等につき協議。共同声明を发出。

2. 概況

2008年2月の第1回日ウクライナ経済委員会(キエフ)の開催に続き、2009年3月には東京において第2回会合が実施され、ウクライナ側と日本企業の間で26の文書が署名された。前述の通り、2008/2009年のロシア産ガス供給を巡るロシアとの関係で初めて欧州向けガスの供給が停止される事態が生じ、またエネルギー価格も高騰、旧ソ連時代の負の遺産である産業インフラ、エネルギー・インフラの効率化の必要性が大きくクローズアップされた。かかる状況を背景に、2009年3月、京都議定書、グリーン・インベスメント・スキーム(GIS)の枠組により、わが国はNEDOを通じてウクライナからの3,000万トンの排出権購入契約に調印、現在プロジェクト選定中。

3. わが国からの支援及び協力

我が国は、ウクライナの民主主義定着と市場経済確立を支持するとの基本的立場から経済協力を積極的に実施している。特に、2004年6月の「日本・ウクライナ技術協力・無償資金協力協定」署名や、2005年3月の対ウクライナ円借款第1号案件「キエフ・ポリスポリ国際空港拡張計画」の実施により、対ウクライナ支援は着実に拡大している。また、2006年5月に開始したキエフ工科大学「ウクライナ・日本センター」に対する技術協力プロジェクトでは、2名の長期専門家が派遣されている。その他、国際機関の日本特別基金からも莫大の資金が拠出されており、UNDPや世銀が各種プロジェクトを多数実施している。

(1) チェルノブイリ関連支援

- ア 原子力安全支援
 - ・原子力安全基金：1,900万ドル(チェルノブイリ関連に使用指定：1992～95年)
 - ・368万ユーロ(2008年)
 - ・チェルノブイリ石棺基金：5,500万ドル(1997～2005年)
 - イ 人道支援
 - ・チェルノブイリ被災者治療関連施設に803万ドル相当の医薬品・医療機器供与(1994～1998年)
 - ・WHOを通じてチェルノブイリ被災者プログラムへの拠出(約640万ドル)
 - ・チェルノブイリ被災者支援のための医療専門家派遣・招聘(70名)(1992～2000年)
 - ・被災者支援を行うNGOへの補助金交付(1億4,600万円)(1996年～)
 - ウ 国連「人間の安全保障」基金を通じた支援
 - ・チェルノブイリ被災コミュニティにおける恐怖問題及びリスク対策に向けた個人への支援(約121万ドル)
 - ・「チェルノブイリによる影響を受けた地域におけるICRINを通じたコミュニティと住民の人間の安全保障促進」プロジェクト(約261万ドル)
- エ 草の根・人間の安全保障無償による支援は下記(7)を参照。
- (2) 非核化支援(1900万ドル)
- ア 核物質管理制度確立支援

非核兵器国としてNPTに加入したウクライナの加盟国としての義務履行(IAEAの補償措置「査察」受け入れ)に協力するため、核物質計量管理システム、核物質防護システム等を供与。

イ 核兵器廃棄委員会のための医療器材供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍の要員の検査・治療のために医療器材、医薬品、各種分析機材用試薬等を供与。

(3) 金融支援(旧輸送、現JBIC)

1.5億ドルのアンタイドローン及び0.5億ドルの輸出信用(1995年3月のクチャマ大統領訪日時に表明;使用済)。

2011年1月のヤヌコーヴィチ大統領訪日時に、80億ドルの輸出クレジットライン設定にかかる契約に調印。

(4) 有償資金協力:

キエフ・ポリスポリ国際空港拡張計画(190億9200万円、金利年1.5%、償還[据置]期間30[10]年、一般アンタイド):2005年3月E/N署名。2009年10月着工式、2011年完成予定。

(6) 無償資金協力

ア 1998年11月、西部地域洪水災害に対する緊急無償援助(10万ドル及び1,392万円相当の緊急援助物資供与)

イ オフマティット小児専門病院に対する医療器材供与(7.29億円):2000年8月E/N署名、2001年11月引渡。

ウ ノン・プロジェクト無償資金協力(3億円):2006年3月E/N署名。

エ 小児病院医療器材整備計画(第1期)(4.53億円):2007年2月E/N署名、2008年6月引渡。

オ 小児病院医療器材整備計画(第2期)(4.85億円):2008年2月E/N署名、2009年5月引渡。

カ 08年8月、西部地域洪水被害に対する緊急無償援助(1,200万円相当の緊急援助物資供与)

ア 国立フィルハーモニーに対する楽器(4,940万円):1999年4月E/N署名、2000年3月引渡。

イ ウクライナ国立歴史博物館に対する視聴覚機材(4,090万円):1999年7月E/N署名、2001年1月引渡。

ウ イワン・フランク記念国立芸術ドラマ劇場に対する音響機材(4,520万円):2001年2月E/N署名、2002年11月引渡。

エ シェフチェンコ記念国立オペラ・バレエ劇場に対する音響機材・楽器(4,860万円):2002年1月E/N署名、2003年9月引渡。

オ キエフ青少年芸術アカデミーに対する楽器及び音響・ビデオ機材(4,640万円):2003年3月E/N署名、2004年9月引渡。

カ リヴィウ国立オペラ・バレエ劇場に対する照明機材(4,990万円):2003年9月E/N署名、2005年9月引渡。

キ 国立タラス・シェフチェンコ大学に対するLL及び視聴覚機材(4,570万円):2005年3月E/N署名、2006年9月引渡。

ク M.ルイセンコ記念キエフ音楽学校楽器整備計画(2,970万円):2005年11月E/N署名。

ケ ソロヴァネンコ記念ドネツク・オペラ・バレエ劇場照明器材整備計画(7,390万円):2006年7月E/N署名、2007年1月引渡。

コ ルイセンコ記念ハルキフ国立オペラ・バレエ劇場照明器材整備計画(4,610万円):2008年8月E/N署名。

サ グリェル記念国立音楽学校楽器整備計画(3,160万円):2010年5月E/N署名。

(7) 草の根・人間の安全保障無償資金協力

2002年から2011年3月までに57件(総額3,338,974ドル相当)を実施。

【分野別】

- ・チェルノブイリ関連(医療支援、被災者・移住者活動支援、生活環境の改善等) 22件 合計1,215,164ドル
 - ・教育関連(学校等の環境改善、塾生等の教材整備等) 9件 合計443,797ドル
 - ・孤児問題(孤児院・ストリートチルドレン施設への支援、身元不明児の捜索活動等) 6件 合計237,223ドル
 - ・医療器材近代化(チェルノブイリ及び障害児病院を除く案件) 16件 合計1,263,465ドル
 - ・民主化支援(公正な選挙啓発ポスターの配布) 1件 合計41,455ドル
 - ・青年教育(HIV/AIDS予防啓発センターへの支援) 1件 合計42,876ドル
 - ・職業訓練(ホームレスの職業訓練施設に対する支援) 1件 合計25,545ドル
 - ・環境保護(水質検査の質的向上のためのNGO支援) 1件 合計66,449ドル
- (8) 草の根・文化無償資金協力
- ・2008年度 キエフ工科大学・文化芸術センター照明器材整備計画 68,861米ドル
 - ・2009年度 チェルノブイリ博物館展示器材整備計画 74,326米ドル
 - ・2010年度 リヴィウ大学日本語学習器材整備計画 81,135米ドル

(9) 技術支援

ア 支援委員会による旧「日本センター」(～2003年)

1996年6月の池田外相訪問時に、ウクライナの経済改革の人材育成の拠点となる日本センターをキエフ市に開設することが表明され、1999年1月に開所式を行った(キエフ・モヒラ・アカデミー内)。98名に上る専門家派遣、101名のウクライナ企業家、政府関係者の招待・研修の他、日本語等の各種講座が実施され、電力セクター近代化支援も行われた。2003年3月末に同センターは支援委員会の廃止と共に閉鎖されたが、キエフ工科大学(KPI)が図書館内に「ウクライナ・日本センター」を開設し、大使館からの支援を得ながら「日本関連セミナー」や図書館等の業務を引き継いだ。

イ 技術協力プロジェクト「ウクライナ・日本センター」(2006年5月から5年間)

キエフ工科大学の「ウクライナ・日本センター」に対して実施されるJICAの技術協力プロジェクト。JETRO、国際交流基金、更には両国の大学、民間団体等の協力を得ながら、ビジネス・コース(投資・貿易促進、産官学連携の促進を含む)、日本語講座、相互理解促進(文化、科学技術等の日本紹介事業)を中心に活動する。現在、同センターには、チームリーダー及び日本語教育の2名の長期専門家派遣されている。

ウ 技術協力(研修員、個別専門家派遣等、技プロを除く)

・研修員受入:2011年3月までに252名のウクライナ研修生を日本に受け入れ。

エ 世銀PHRD(開発政策・人材育成)基金を通じた支援

・エネルギー分野、税・財政分野、環境分野、司法改革など合計27件。1,430万ドル。

オ 世銀JDF(日本社会開発基金)を通じた支援

・最貧コミュニティにおけるキャパシティ・ビルディング(2005年5月署名、170万ドル)。

カ UNDP/ICT基金を通じた支援

・ウクライナへの情報技術移転プロジェクト(2004年から3年間、35万ドル)。

キ 日本・UNDPパートナーシップ基金を通じた支援

・ウクライナ教育セクターにおけるエネルギー効率プロジェクト(2006年5月から18ヶ月、31万5000ドル)。

(10) STCU(ウクライナ科学技術センター)

大量破壊兵器及びその輸送手段の研究開発に関与したウクライナ人科学者・技術者の民生目的的研究活動と、右を通じウクライナの市場経済化を支援するため、100万ドルを拠出。

(11) 国際子エルノブイリ・センター

1998～2002年にかけて、1億3,350万円相当のプロジェクト支援を実施。

(12) 原子力安全支援(1993年～2007年)

- ア 国際原子力安全研修(通商産業省、経済産業省):179名
- イ 国際原子力安全セミナー(科学技術庁、文部科学省):78名
- ウ 専門家派遣(科学技術庁、文部科学省):33名

(13) 日本語・日本研究支援

ア 文部科学省国費留学生プログラム

文部科学省国費留学生プログラムにより、研究留学生として年5名程度(2011年度は5名)、日本語・日本文化研修留学生として年3名程度(2010年度は3名)が日本へ留学しているほか、教員研修留学生及び学部留学生として日本へ留学している人もいる。

イ 国際交流基金事業

国際交流基金の訪日研修プログラムには当地の日本語教師や日本語学習者を対象としたものがあり、年10名程度が日本での研修に参加している。国際交流基金事業としては他に、日本語弁論大会や日本語教材購入などの日本語普及活動に対する助成事業等がある他、2005年度からは日本語教育専門家2名(2011年3月現在3名)の派遣を受け、キエフ国立大学、キエフ国立言語大学及びウクライナ・日本センターでの日本語教育や当地日本語教師の指導・育成を進めている。

ウ 日本万国博覧会記念基金助成金事業

当国は、日本万国博覧会記念基金助成金事業の対象となっており、ハリコフ及びドニプロペトロフスクの日本センター、ルハンスク国立大学に対し、建物施設・日本語学習教材等の整備のための助成金が交付されている。

エ ウクライナ・日本センター

現在JICAが運営支援をしているウクライナ・日本センターでは、日本語コース及び相互理解事業として日本文化講座等が開講されている。日本語コースでは子供や初心者から通訳・翻訳者を目指す上級者までを対象とした幅広いコース設定が成されており、200名を超える受講生が日本語学習に動いている。

(14) 民主化関係の支援

ア ウクライナ政治研究スクール(欧州評議会プロジェクト)

(ア) 第1回スクール(2006年)

日本政府からの4万5000ユーロの資金拠出。2006年中に数日間のセッションを4回開催。

人権問題、WTO加盟問題等に関する日本人講師5名を派遣。

(イ) 第2回スクール(2007年)

2名の日本人講師を派遣。同スクール参加者1名を訪日研修に招待。

(ウ) 第3回スクール(2008年)

日本政府からの4万5000ユーロの資金拠出。2008年中に数日間のセッションを4回開催。

3名の日本人講師を派遣。同スクール参加者2名を訪日研修に招待。

(エ) 第4回スクール(2009年)

2009年中に数日間のセッションを4回開催。また17カ国の政治研究スクール代表者が参加する総会を開催。

イ 選挙監視員派遣

・2002年3月最高会議選挙:3名

端康成等を初めとした日本を代表する作家の文学作品をウクライナ語に翻訳した。右功績により、2006年にはウクライナで初めて我が国の叙勲（旭日小綬章）を受けた。

6. 在留邦人数

128 世帯 199 人 (2011 年 4 月 3 日現在)

7. キエフ日本商工会・正会員 (日本人駐在員不在事務所を含む。2011 年 3 月現在)

当地では、ウクライナに進出する日系企業によるキエフ日本商工会が組織されており、2011 年 3 月現在、21 の企業が正会員企業として加盟している。

8. 姉妹都市

京都市・キエフ市 (1971 年～)
横浜市・オデッサ市 (1965 年～)

(了)

・2004 年 6 月最高会議員補次選挙 (ポルタヴァ州) : 3 名
・2004 年 10～12 月大統領選挙 (第 1 回投票, 決選投票, やり直し決選投票) : 延べ 38 名 (OSCE /ODIHR 派遣を含む)

・2006 年 3 月最高会議選挙 : OSCE/ODIHR に 7 名派遣

・2007 年 9 月最高会議選挙 : 6 名 (OSCE/ODIHR 派遣を含む)

・2010 年 1～2 月大統領選挙 (第 1 回投票, 決選投票) : 延べ 14 名 (OSCE/ODIHR 派遣を含む)

4. 対日貿易

日本とウクライナの間の貿易は過去数年間に急拡大し、2008 年の貿易総額は 30 億ドルを超えた。ウクライナ国家統計委員会発表によると、2008 年の日本へのウクライナからの輸出が 1 億 1570 万ドルと横ばいなのに対し、日本からの輸入は 27 億 9580 万ドルであり、前年比でほぼ倍増した。わが国の輸出の殆どは自動車輸出で占められており、2008 年度の全輸出に占める割合は 83% にのぼった。2009 年については、経済危機、13% の追加削減、個人向け融資アクセスの減少などにより、大きく低迷。なお、農業分野については 2002 年、日本が初めてウクライナ産の穀物輸入 (630 万ドル) を実現し、その後は果実やアルコール飲料等が少量輸入されてきていたが、2009 年に主要輸入品となった。2010 年については、日本からの輸出は、依然として自動車 (67%) が高い割合を占めている。また、日本への輸出は、穀物の 35% が第 1 位。ウクライナの日本に対する主な輸出入品は以下の通り (金額は 2009 年の輸出入額、括弧内は対日輸出入額全体に占める割合、出典 : 国家統計委員会)。

(1) 日本への主な輸出品

①穀物	3,500 万ドル	(35%)
②非鉄金属	2,000 万ドル	(19%)
③鉄鋼・スラグ	1,790 万ドル	(17%)
④アルミ・アルミ製品	1,570 万ドル	(15%)

(2) 日本からの主な輸入品

①自動車	5 億 3,910 万ドル	(67%)
②機械・機器類	5,660 万ドル	(7%)
③デバイス・装置類	4,810 万ドル	(6%)
④電子機器類	3,370 万ドル	(4%)

5. 文化交流

(1) 在ウクライナ日本大使館が開設された 1993 年以降、大使館主催事業として、日本映画祭、生け花デモンストラーション、折り紙定期講習会、茶道デモンストラーション等を、国際交流基金事業として、美術・文化展覧会、舞台芸術公演等の文化事業を毎年行っており、毎回高い人気を博している。2006 年度には、2005 年 7 月のユネスコ大統領訪日時にも小泉首相と閣僚に付き合意がなされた「ウクライナにおける日本月間」を開催、9 月から 11 月の 3 ヶ月間に 40 以上の日本文化紹介事業を実施し、ウクライナ政府関係者、当地市民及び外交団等から大きな反響を得た。以降、毎年秋に「ウクライナにおける日本月間」として当地の日本文化愛好団体及びウクライナ・日本センター等とともに各種文化事業を実施しており、いずれも好評を博している。また、2011 年 1 月のヤヌコーヴィチ大統領訪日時に菅首相との共同声明が発出され、両国間の外交関係樹立 20 周年に当たる 2012 年を契機に際し「ウクライナにおける日本月間」及び「日本におけるウクライナ月間」を相互に開催する意向が表明された。

(2) ウクライナにおける日本文学翻訳の第一人者であるイワン・ジューブ (Ivan Dzyub, 1934-) 氏は、物理数学博士として研究に従事する傍ら、日本語を独学で習得し、大江健三郎、安部公房、川

